

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年3月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議長	河野勝彦君	副議長	池神哲子君
	八代静枝君		小澤重則君
	藤田悟君		清水正二君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	三浦進吾君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	土屋哲夫君	総務部長	加々美英君
市民部長	長田修君	生活環境部長	笹本嘉朝君
教育部長	市川孝嗣君	秘書政策課長	有泉善人君
企画財政課長	小田切正男君	総務課長	中村宗和君
人事課長	大久保典男君	消防防災対策室長	保延克教君
市民窓口課長	清水春雄君	収納課長	花田茂美君
市民活動支援課長	勝村秀彦君	双葉支所長兼市民課長	大森良子君
教育総務課長	奥野経雄君	学校教育課長	小林修君

生涯学習文化 課長	藤 本 さゆり 君	スポーツ振興 課長	齊 藤 積 君
総合政策係長	石 合 雅 史 君	財 政 係 長	坂 本 一 彦 君
企 画 係 長	三 井 敏 夫 君	総 務 係 長	生 山 勝 君
情報政策係長	本 田 泰 司 君	人 事 係 長	高 鳥 悟 君
消防防災係長	望 月 映 樹 君	届出窓口係長	金 子 千 恵 君
管 理 係 長	飯 沼 秀 司 君	市民生活係長	梅 原 剛 君
庶 務 係 長	佐 野 勝 馬 君	施 設 係 長	早 川 英 彦 君
学 事 係 長	飯 室 崇 君	保険給食係長	土 屋 達 巳 君
敷島学校給食 センター所長	小 松 重 貴 君	生涯学習係長	樋 口 充 君
文化財係長	新 津 誠 君	スポーツ推進 係長	山 岡 広 司 君
施設管理係長	箭 本 太 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金 丸 博	書 記	小 澤 明
書 記	興 石 文 明	書 記	松 井 恵 美

開会 午前 9時27分

○書記（小澤 明君） 改めまして、おはようございます。先週に引き続き、ご参集大変お疲れさまでございます。

ただいまより総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、米山委員長よりご挨拶をいただき、米山委員長により議事のほうを進行させていただきます。

それでは、米山委員長、よろしくお願いします。

○委員長（米山 昇君） 改めまして、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

3月定例議会もいよいよこれから本番という状況でございます。先日は暑くなったと思いましたが、いきなり夏日というようなことで大変な寒暖差があるわけでございます。また、花粉とかいろいろなものが飛んできておりますので、ぜひ体調には気をつけていただいて、これからの議会のほうも長丁場でございますのでご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本日は東日本大震災からちょうど丸2年という日でございます、国においてもこの2周年の記念式典が行われますが、本市においても、ちょうどその時間の午後2時46分だそうですが、その時間にサイレンを鳴らして黙禱をささげるということでございますが、本委員会におきましても、この時間にもしなりましたら一緒に黙禱をささげたいと思ひますが、そこまでやるということはないかもしれませんので、終わった時点で時間前であれば委員会として黙禱をささげたいと思ひますので、ぜひそんなことでご了承をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、松井委員は遅刻の旨の連絡がありましたのでご報告をいたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（米山 昇君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第1号 甲斐市防災会議条例及び甲斐市災害対策本部条例の一部改正の件、ほか5議案及び請願第24の2号「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願の審査を行います。

本日の委員会は、お手元に配付いたしました審査日程により、初めに条例審査から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入、特別会計補正予算の審査、最後に請願審査の順で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、颯新クラブ2人、市民クラブ1人、公明党1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第1号 甲斐市防災会議条例及び甲斐市災害対策本部条例の一部改正の件を議題といたします。

議案につきまして担当から説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまです。

それでは、議案第1号 甲斐市防災会議条例及び甲斐市災害対策本部条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

まず、改正の概要でございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、甲斐市防災会議条例の所掌事務及び委員構成の改正となり、また甲斐市災害対策本部条例においては、根拠規定となる条文の変更による改正となるものです。

それでは、議案集の5ページと定例市議会資料の新旧対照表で説明させていただきます。

定例市議会資料の1ページをお願いいたします。

甲斐市防災会議条例新旧対照表から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

改正前の第2条第2号を、市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議することに改めまして、第2条第4号中全3号を全各号に改めまして、第4号を第5号に、第3号を第4号に改めまして、第2号の次に第3号として、前後に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることを加えるものです。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条第5項第7号について、自主防災組織を構成する者、または識見を有する者のうちから、市長が任命する者に改めます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

甲斐市災害対策基本本部条例新旧対照表の説明をさせていただきます。

改正前の第1条の中、根拠規定となる災害対策基本法の条文の変更によりまして、改正前の第23条第7項を第23条の2第8項に改めるものです。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは法律が変わったのでということですがけれども、具体的にここに新旧があるんですけれども、ここで1点、7番ですよ。今までは自治会連合会の会長ということがあったんですけれども、7番のところをもう少し細かく説明してくれますか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） この7号につきましては、自主防災組織の代表者等やボランティアなどのNPOの代表、また女性、高齢者団体等の代表者等を考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、自主防災組織は各自治会で構成をしていますよね。そうすると、必然的に自治会長がこの中に入るという認識でいいですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） はい、連合会長も入る予定でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 3ページの甲斐市災害対策本部条例の新旧対照表の旧の7項から、今度は2の第8項の規定に基づきというふうに変ったという説明がありましたけれども、具体的にわかりやすく説明していただければありがたい。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 改正前は、都道府県災害対策本部と統一の規定で定められていました、その23条の7項の中に。それが、今回市町村災害対策本部として新たにまた条項で規定をされましたことによりまして、その根拠条文が変わってきたということでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、2条の2項、2番の市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議するとありますよね。そうすると審議ということが、今までの旧のほうとどういうところがどういうふうに変ったと。全く同じでいいのか、審議ということに変えたというところが、どこがどういうふうに変ったのか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今までは旧の2号でもって、災害が発生した場合には情報収集をするということが含まれておりましたが、今回は改定によりまして、防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から諮問についての事項を追加したということになります。

○委員長（米山 昇君） 加々美部長。

○総務部長（加々美 英君） 上位の法に基づいて変えているんですけども、今までの1ページにつきましては、第2条の第2項これにつきましては、今実際防災会議をやっている中では審議しているわけなんですよ。これがなじまないから、うちはこれに合わせた。実際には、市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議することと、防災会議の見直しをしたいということでそれを出して、その審議を実際にはしているわけございます。

そして、この先ほどの関係でございますけれども、2ページのほうも同じです。実際、(7)が市の自治会各区連合会長でございますけれども、実際防災会議のメンバーについては、既に女性の選出の方もいます、そういう自主防災組織を構成する者以外に識見を有する者、それぞれ今の委員さんになじむものをここに載せて、改正したことに今回はなっ

いますので、今までは上位の法でこういう定めになっていたんですけども、今回市の防災会議に合わせた格好の条例に改正しているということでご理解をしていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 旧のほうに要するに、本市の地域にかかわる災害が発生した場合と書いてあるね。今度この改正のほうには、「防災に関する重要な」と今部長の説明にもあったけれども、審議は絶えずしていると。そうすると、災害が発生したときはどうするかということは明記がないということですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今回の改定につきまして、災害が発生した場合ということになりますが、そちらについては、甲斐市の災害対策本部条例のほうでしていくわけなんですけど、防災会議の中でもって災害が発生した場合には、実際のところ参集とかは時間がかかります。災害が発生した場合には、災害対策本部がすぐに立ち上がるという中でもって情報収集等を一元的に行ったほうが、効果的で効率がいいという中でもって今回改定がされていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうなると何かちょっとぼけるような気がするけれども、どうですか。ぼやけるというか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 今までの防災会議の中で、災害が発生した場合というのは災害対策本部、先ほども言いましたようにその中でもって招集をかけた中で情報の収集とかを、先ほども言いましたように機能的な機動性が求められるという中でもって災害対策本部の中で収集とか、あるいは被災者の支援救援とか、そういう事務的なものの現場対応等をしたほうがなじむというようなことで改定されておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。先ほどの内藤委員との関連になりますけれども、2ページの7番ですね。この新旧の比較、これは自治会長が自主防災組織の長でないところもありますよね。それを拾ってこういう形にしたのか。そういう捉え方で私は解釈していたんだけ

れども。各自治会を見ていて、その自主防災組織のトップが自治会長じゃないところもありますよね。それを拾って、こういう形をとったという解釈でいいのかな。それプラス、さっき見識者、要は女性なんだとか、いろいろあるから幅を広げたという解釈なのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 自主防災組織を構成するものとして、自治会があると。そういう中で、その自治会の取りまとめをする者として連合会長が含まれているというように考えております。

それで今回、新のほうで自主防災組織を構成する者、または識見を有する者という中でもって市長が任命するというような中で、幅広く委員さんを選択できるというようなことでしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 要するにいろいろご説明がありましたけれども、条文を変えたというのは、要するに現実により即したものに変わったという解釈でいいということですね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） はい、そのとおりです。現状に合わせたものに変えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許しますが、先ほど説明した各会派からの人数の中で、所属なしを言い忘れましたので、所属なしも1人できるということでございますので、よろしく願いいたします。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 3条なんですけど、防災会議の2、3、4は略してあるんですけど、女性の登用ということで人数が5名になったと思うんですけど、それは条例の中にきちんと入っていますよね、略された中に入っているかと思うんですけど。人数が2名だか3名のところを、5名にというふうに変えたと思うんですけど。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 防災会議の委員さんの名簿は、一応30名以内ということであってございまして、その中に女性の委員さん、例えば赤十字奉仕団委員長さんとか、あと会社の女性団体連絡会の会長、体育会連合会長、甲斐市民生委員児童委員の協議会の会長、食生活改善推進委員の会長と5名の方が新たにおりますので、30名の中に女性委員が何名という規定はありませんが、一応今5名を選任して委嘱しております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 私が質問をしたんですが、これを議会で。要するに減らしたくないと、もっとふやしたいということだったので、これが減るといふことはいいですね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 人数が削減ということはありません。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上をもちまして質疑を終了いたします。

続いて、これより本委員会に付託されました議案第1号 甲斐市防災会議条例及び甲斐市災害対策本部条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 甲斐市防災会議条例及び甲斐市災害対策本部条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第11号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） 大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第11号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきますので、議案書の47ページをお開き願います。

この条例の制定につきましては、国が経営する国営企業がなくなるため、甲斐市情報公開条例、甲斐市個人情報保護条例、甲斐市都市計画下水道受益者負担金に関する条例の3つの条例を一括改正させていただくための条例制定でございます。

具体的には、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行う必要がありますので、この条例案を提出するものであります。

ちょっとわかりづらいわけでございますけれども、国営企業の運営のための国有林野事業特別会計が廃止され、国有林野事業が国営企業でなくなります。

したがって、かつて国営企業であります郵政、印刷、それから造幣、そして今回の国有林野の4事業が、独立行政法人化や民営化され国が経営する企業がなくなりますので、本市の例規のうち、国営企業等の該当箇所の削除を行う必要が生じたため改正するものでございます。

具体的には新旧対照表により説明させていただきますので、市議会資料の4ページをお開き願います。

まず、甲斐市情報公開条例の一部改正につきましては、第7条第6号のオ中、「国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等」の箇所を、国が経営する企業がなくなりますので、国を削除するとともに地方独立行政法人を追加するものでございます。

次に、甲斐市個人情報保護条例につきましては、第14条第8号オ中、先ほどの情報公開条例と同様に国が経営する企業がなくなりますので、国を削除するとともに市を追加するもの

でございます。

次に、甲斐市都市計画下水道受益者負担金に関する条例におきましても、第8条第2項第2号中、「国又は地方公共団体がその企業の用に」の箇所のところの頭の部分「国又は」を削除するものでございます。

なお、本条例改正の施行日につきましては、平成25年4月1日となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより、委員会に付託されました議案第11号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第16号 甲斐市公民館条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） おはようございます。それではよろしくお願いたします。

条例の改正に伴い、その前に公民館の改修工事について、常任委員会資料の1ページから10ページになりますがごらんください。

総務教育常任委員会の資料の1ページになります。

請負業者が株式会社依田建設、請負金額が2,047万5,000円でございます。工期につきましては平成24年7月7日から11月20日で、工事概要になりますけれども、1階の事務室を会議室3部屋に改修、1階、2階トイレの洋式化で男女各1の4カ所を改修いたしました。屋上の防水、外壁のクラック補修になります。

2ページの1階平面図をごらんください。

事務室であったところを新たに第1、第2、第3会議室に改修をいたしました。第1、第2会議室は可動壁になっておりますので、部屋としての利用が可能になります。

3ページから10ページまでの写真は、着工前と完成写真を載せてございます。

それでは、条例一部改正の説明をさせていただきます。

定例市議会議案集57ページ、定例市議会資料9ページをお願いいたします。

改正の理由については、以前教育委員会双葉支所として使用していた甲斐市双葉公民館1階が改修されたことに伴いまして、甲斐市公民館条例の一部を改正するものです。

それでは、市議会資料の9ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

上段新の表の下にありますアンダーラインの第1、第2、第3会議室をつけ加え設定するものであります。使用料の設定でございますが、甲斐市内の各公民館会議室等を参考に同等の半日500円、1,000円と設定しております。第1、第2については可動壁での仕切りになっているため、広げると第3会議室と同等の広さでの使用も可能になります。来年度25年4月1日から施行する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 第1、第2、第3はこの図面でわかるんですが、上のほうの第1、第2、あるいは第3研修室、面積的にはこの金額と大体同じなのか、念のため。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 面積的には、一応公民館で規定になっております55平米以下になっております。第1、第2についても51.57平米で同等になります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 会議室が第1、第2、第3ということで、第1と第2を一緒に使うと第3ということですが、何人ぐらいこれに入るんですか、第1と第2に。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 第1会議室1部屋で20名ほどになります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると第1と第2の両方にすると、40人ということでもいいですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 40人から50人ぐらいまでは可能になります。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、これの第1、第2を開くと全て大広間というか、全部で1つの会場になるわけですね。そうすると、第1、第2、第3を全て使えるという状況も発生するということがいいですね。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

- 生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 第1、第2は可動壁になっておりますけれども、第3はまた別の部屋になっておりますので。
- 委員長（米山 昇君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） ちなみに第3は何人ぐらいですか。
- 委員長（米山 昇君） 藤本課長。
- 生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 四、五十人は入れる予定になっております。
- 委員長（米山 昇君） ほかにございますか。
猪股委員。
- 委員（猪股尚彦君） すみません、せっかく資料をもらったから、この条例にはちょっと関係ないことでも質問していいですか。
- 委員長（米山 昇君） これにかかわるものだけにしてください。
- 委員（猪股尚彦君） かかわるものですね、本来はね、わかっています。せっかくもらったから。いいです、個人的に聞きますから。
- 委員長（米山 昇君） 名取委員。
- 委員（名取國士君） ちょっと冷暖房に関してのあれなんですけれども、30%とあるんですけども、この電気料に対してか、それとも何に対しての30%で設定したんですか。
- 委員長（米山 昇君） 藤本課長。
- 生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 使用料についての30%でございます。
- 委員長（米山 昇君） 名取委員。
- 委員（名取國士君） 30%の使用料というと、どのくらいになるということですか。ホールであれば2,000円に対しての30%ということで、そうやって設定しているということですか。
- 委員長（米山 昇君） 藤本課長。
- 生涯学習文化課長（藤本さゆり君） そのとおりです。
- 委員長（米山 昇君） 名取委員。
- 委員（名取國士君） それじゃ、安くはないですね、30%となると。今の現状じゃ、まあと思うんだけど、行く行くは見直す必要があるんじゃないですかね。設定でずっといくんですか。
- 委員長（米山 昇君） 藤本課長。
- 生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 北部公民館を建て直したときに、ある程度そこで料金の見直しをしましたので、ことし、来年というわけにはいきませんが。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第16号 甲斐市公民館条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号 甲斐市公民館条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第17号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

斉藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） ご苦労さまです。

それでは、議案の59ページになります。

議案第17号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件、それから、甲斐市定例市議会資料の10ページ、11ページ、12ページ、13ページになります。

それでは、甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件について説明させていただきます。

初めに、議会資料の10ページ、11ページをお願いしたいんですけれども、現在武道場は、竜王地区はそこにある竜王武道館、それから敷島地区は敷島中学の武道場、双葉地区は双葉中学の武道場ということで、武道場の開放を甲斐市は3カ所しております。

しかし、竜王武道館の利用者がここ二、三年ふえてきまして、いわゆるスポ少以外に大人の合気道、空手、少林寺とかそういうことでふえてきまして、使うに当たって飽和状態みたいになっておりまして、特に夜は。それで利用者から、どこか1つ中学の武道場を開放してもらえないかというお話がありまして、そして竜王地区の場合はご存じのように、玉幡中学の武道場が一番最初にできまして、そしてこの前竜王中学と竜王北中学の武道場ができたわけです。それで、3カ所の中学に武道場があります。そのうちの1カ所の武道場を開放してくださいということで、こちらのほうも検討して部長会議にもかけました。それで、新しくできた竜王中学の武道場、そこはちょうど窓をあけますと普通の民家と言ってはおかしいですけれども、民家から25メートルしか離れていないと。それで、竜王北中もその武道場がちょっと切ったところにあるんですけれども、上がったここに普通の民家がありまして、玉幡中学の場合は武道場から民家となるとかなり離れておりまして、やっぱり武道となると気合いを入れたりしまして、また剣道の場合は、竹刀の音とかそういうことでやっぱり騒音という問題がございます。それで玉幡中学の武道場を開放したいということで、条例の改正をお願いするということでございます。

10ページ、11ページの上のほうを見ていただくと、議会資料の下に別表第1、第2条関係がございます。ここは、甲斐市のスポーツ施設の貸し出し施設を明記するところになっております。それで、下から9番目のところに甲斐市立玉幡中学運動場、体育館とこう書いてあります。そこへ今度、武道場をつけ加えるということでお願いをしたいと。

それから、12ページ、13ページの一番下のほうにありますけれども、この別表第2、5条関係というのは施設の使用料の関係がうたってあります。その一番下のほうに武道場とありまして、旧のほうは敷島中学の武道場と双葉中学の武道場しかうたってありませんけれども、12ページの今度は新のほうに玉幡中学の武道場をここへつけ加えると。

料金につきましては、中学の武道場ですので敷島中学、双葉中学の武道場と同じように料金設定をするということでございます。それが、59ページの議案第17号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件の内容となっております。

施行につきましては、平成25年4月1日から施行したいということでお願いしたいと思っております。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 新たに中学校の武道場を開放するということですが、当然社会体育ですから夜とかに使うケースが出てくると思います。そういう面において、学校施設の安全対策とか、先ほど課長のほうからも住民に対する騒音の問題とか、そういうものを配慮しての決定だということですが、その点についてはほかの事例があると思いますからそれに基づいてやればいいんですけれども、そういう点についての調査というか、そういうものはやったというか、それで決定したのかどうかそういう点の……例えば車で行ったりとか、いわゆる学校管理上の問題も出てきますよね。そういう点に問題はなかったかどうか、その辺のところを調査研究、検討をしたのか。その辺はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 今回開放をお願いする玉幡中学の武道場ですが、玉幡中学の武道場は玉幡中学の体育館に併設されておりまして、体育館の入り口から入って、そして武道場に入るとことで、鍵の施錠のほうは1カ所ということで。それで、現在の体育館もママさんバレーとか、または体協のバスケの関係とか、そういうことで使用しておりまして、駐車場の関係も玉幡中学の場合は、体育館の目の前にアスファルト舗装の駐車場がございますけれども、人数が多い場合は中学の西側になります砂利の駐車場ですが、そちらのほうへ車を置いて利用していただくという方法をとっております。

ですから、例えば車のエンジンを少し冬なんかは温めてからということになった場合、民家が離れていますから、車の騒音関係も民家に対して迷惑にならないようにできると思います。それから、やはり夏場なんか武道場の窓をあけたりしますと、どうしても武道の関係は気合いで大きな声が出ますが、かなり民家と離れていますからそういう点も心配ないということと、また中学の先生からも聞いて、ふだんからあそこでバレーボール大会とか、いろんな利用をしても民家のほうから苦情はないということで、玉幡中学の武道場を開放するのが一番いいだろうということで今回お願いするわけです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

藤田議員。

○議員（藤田 悟君） すみません。武道館を使用する方から最近言われたんですが、AEDが一応置いてあるんですが、鍵をあける人がその責任者じゃないと持っていないという状況があって、いざというときどうするんだということを聞かれて。でも、実際には今おっしゃるように武道場ですので、そういう激しい運動とかはあると思うんですが、もちろんこれはここだけに限らないと思うんですが、その辺のことをちょっとお聞きします。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） AEDにつきまして、今年度でございますけれども全ての学校に1台ずつあるわけでございますけれども、それぞれの体育館とか、武道場にはございません。学校の入り口のところにこのくらいのボックスを購入しまして、全てその中にあると。急なときには、入り口のガラスを割っていただいてAEDを使用していただくというふうな内容で研修会等でも周知をしておりますし、また、貸し出しのかばんの中にもそういった内容の書類が入っておりますので、そういった内容の中で利用団体の皆さんには周知をしておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 藤田議員。

○議員（藤田 悟君） 実際使用している体育指導者の方から言われたので、その方には周知されていないのかなと思うんですが。

あと、ガラスを割って入るという状況はどうなのかなと思うんですが、それはなぜなんでしょう。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 初めの責任者の方に指導ということでございますけれども、私どもは毎年そういう武道館ばかりではなくて、体育館とか、グラウンドを使用する責任者の講習会を開いておりまして、そうしてそのテキストにも保管場所等を示してありますし、今部長がおっしゃったように、鍵をあけたりするときに管理指導員から借りるバックの中にも、この施設はここにAEDが置いてあるということは前からそういうふうにしておりますから、場所的な問題はないと思います。

ただ、2点目の学校の職員室とか、入り口とかのそういうところに置いてあるわけなんですけれども、やっぱり窓を割ってということがいいか悪いかはあれなんですけれども、どう

しても学校となると、じゃ、職員室、それから体育館、武道場、またグラウンドとなるとやはり経費が、命にはかえられないというお話もありますけれども、莫大な経費がかかります。それで、ふだんから指導の責任者の方にはそういうことで指導しております。仮に体育館があつて、ぱっと行った場合、早い人は1分で持ってこられると思います。自分で走ってみましたが、普通に走ってできると思います。ただ、ガラスを割るということがいいか悪いかは、まだちょっと議論の余地があるかと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 大した質問じゃないんですけども、摘要のところに「ただし片面利用の場合は、柔道場及び剣道場は150円」と書いてありますけれども、新も旧も含めて、この印刷の仕方を考えていただいたほうが良いような気がしますけれども、どうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 今、三浦議員さんがおっしゃったことは、「ただし片面利用の場合の柔道場及び剣道場は」1がこっちへ行っていて、50円がこっちに行っているのがわかりづらいから、1を下のほうへ寄せて150円とわかりやすくしたほうがいいのではないかとこういうお話だと思います。これを作成しました総務課のほうへそういうふうをお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 甲斐市スポーツ施設使用条例ということで、それに関連して今藤田議員もAEDのことについてお話があったので。

きのう、グラウンドゴルフ大会がありました。ちょうどそこで斉藤委員も一緒に気がついたことなんですけれども、やはりAEDが備わっているんです。確かに高額をかけてあつていいなと思ったんですけども、何か段ボールの箱の中に、これちゃんと設置していないんじゃないの、もし何かあったときはどうすればいいの、使用説明がちょっとでも書いてあつてできればいいねという話をして、これはもったいないし、もし、段ボールの中に入っているから、そのまま持っていかれても困ってしまうしね、なんていうことで気づいたことなんです。ちょっと今そのことについて話が出ていますので、そのあたりの管理はどんなふうになっているのかなと思っているんですけども、どうでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） きのう副議長には大変な風の中、ありがとうございました、出席していただきまして。

それで、今のお話のいわゆる競技場に入って、入り口の右側の段ボールのところに置いてあるということですが、私もきのう見まして、ちょっと見てくれは悪いですが、ふだんはあそこは鍵がかかって、たまたまグラウンドゴルフとか、サッカーとかでグラウンドを使用していないときは、あそこは施錠されています。施錠されている場合は、あそこのガラスを割って、あけて入って持ち出してもらおうということで、あの場所が一番いいということをおっしゃっているんです。確かに、段ボールの上ということで結構大事なものを粗末に扱っているように思えますので、今後は台とかそういうものを置きまして、その製品を正しく使えるように保ちたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました議案第17号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号 甲斐市スポーツ施設使用料条例の一部改正の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時28分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それではそのようにいたします。

なお、審査は初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。委員の発言は、一問一答方式で簡明にお願いします。

まず、歳出から説明を受け、審査します。

最初に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、人事課所管の第1目一般管理費について説明を求めます。

大久保人事課長。

○人事課長（大久保典男君） 人事課では、委託料の増額補正を提案させていただいておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の16、17ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、委託料を28万3,000円増額させていただくものでございます。

内容は、労働安全衛生法に基づく健康診断の委託料につきまして、当初予算では、採用予定者の雇い入れ時の健康診断も含め80人分の健康診断を想定しておりました。昨年末に職員に受診を促したこともあり、最終的には採用予定者を含め119人が受診する見込みとなりました。当初予算で想定した80人との差39人分についての健康診断委託料、28万3,000円を増額させていただくものでございます。これにより委託料の合計額は87万5,000円となります。人間ドックを受診した職員には、それを健康診断とみなして自己負担を補助しておりますが、これと合わせますと今年度の健康診断の受診率は、正規職員が81%、臨時嘱託職員が94%となる見込みであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明だと、正職員が80%、臨時が94%ということで、そういう数字から見るともう少し職員の皆さんも受診をするべきだなというふうに思いますけれども、その点についてはどうですか。

○委員長（米山 昇君） 大久保人事課長。

○人事課長（大久保典男君） 昨年末にそれまでの受診率を見ながら職員に促した結果、幾つか増加の申し込みがあったわけですが、ちょうど年末から今年年頭にかけてというのは、私ども非常に仕事が忙しい時期になります。受診できない人の理由を聞いたり、あとはキャンセルする人もいますけれども、その理由の最も多いものがやはり仕事が忙しいということになります。法律に基づいて健康診断を優先してはいただきたいんですけれども、仕事が入ってしまった場合にはやむを得ないのかなというふうに考えておりますので、できるだけ受診率を上げたいんですけれども、これでよしというふうに今年度は考えております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 仕事が忙しいということですが、そういう点については、自分の健康管理はやっぱり自分がすべきだということは基本ですよ。そういうことを考えると、やっぱり年間を通して忙しい時期というのは集中する部分があると思いますので、そういう点はまたバランスよく職員の健康に関する意識を高めて、できるだけ受診率を上げて、やっぱり甲斐市の職員はみんな健康であるということの確認をする機会だと思うんです。そういう意味を含めて、年間の中で特に管理職の皆さんはそういうところにも配慮しながら、やっぱり意識を高めていくということが必要だと思いますので、さっき課長が言ったように、確かに啓蒙して受診率が上がったということの実績があるわけですから、そういうことを継続してやっていくことによってさらにそういう受診率が高まって、健康管理の意識が高まっていくということにつながると思いますので、その点を考慮して、また今後とも受診率のアップに取り組んでもらいたいというふうに思います。これは要望でいいです。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっと今の関連ですけれども、81%と言いましたか、あれは。残り
の人たちは、男性が多いのか、女性が多いのか、ちょっとそのところはあれなんですけれ
ども、今の課長の発言で、忙しいからできなかったという意識を変えてもらいたいですよ。
なぜかという、やっぱり命令でやってくださいと言われるのと、自主的に自分がやるのと
は違うんですよね。仕事が忙しいからと逃げちゃう、受けられない。一般の会社だとある程
度そういう健康診断を受けておかないと、仕事ができないんですよ、はっきり言って。その
くらい徹底してきている、今は。それでも一般の人たちは、まだ受診率が低いんですよ。だ
から、行政の職員は九十何%か、100%にいかなくてもそのくらいに持って行って、やは
りアピールしていくということをしておこなきゃ、全然意識がだめですよね。そのところ
はどうですかね、課長。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 自分も感じるんですけれども、まさか自分が何かの病気に侵さ
れるなんていうことはほとんどの職員が考えていなくて、健康に過ごせるだろうというふう
なことを思っていると思います。それが、でも最大の危険因子になるのかなという感じはし
ております。常に診断をすることが必要ですので、年末になったところで呼びかけるのでは
なくて、委員のご指摘のように、なるべく早目に来年度は人事課も呼びかけをしまして、と
にかく予定を入れていくと。そこを優先していきたいというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そういうふうにやって健康を守っていくということで、意識改革して
いただいて、また来年度受診率が上がるように期待しています。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 要望でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を閉じます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 受診は多分希望というか、自分のあれでやるんだと思うんですが、こ

れを人事評価みたいなのに取り入れているところがほかの自治体ではないか。また、そういうつもりはないかをお伺いします。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 今、評価項目をちょっと見てみましたけれども、該当するとすれば勤務態度評価の規律性とか公務員倫理という、まさしく順法精神にのっとりというふうな勤務態度がとれているかどうかというのを評価することになっております。労働安全衛生法によって、健康診断を受けるというのはまさしく法律で決められていることですので、その点を評価できないこともないような気もしますが、仕事における勤務実績を高める、市民サービスの向上というふうなことを究極的な目的として人事評価を導入しております。そういう点では、病気で倒れることによってやはり住民サービスに影響が出てはいけないというふうに考えれば、これは広く人事評価の対象にもなるような気もいたしますが、これまでの取り組みの中ではそこまでを対象というふうな形では取り組んではおりませんので、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 職員の中に、例えば食事に携わる衛生、調理師を含めて何人かいらっしゃいますけれども、その辺の例えば給食を含めて、そういう担当の職員は今100%近くになっていますか。その辺の数字をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（米山 昇君） 大久保課長。

○人事課長（大久保典男君） 給食の現場の職員に限っての受診率という情報は、ちょっと今手元にはないんですけれども、法定で定められた健康診断とは別の、検便とかそういったことは原課のほうの予算で100%実施しておりますので、給食を提供するという上での支障は、現場では起こっていないというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第2款総務費のうち人事課所管の総務管理費の審査を終了します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費のうち、総務課所管の第1目一般管理費及び第6目情報管理費、並びに第2款総務費、第4項選挙費について一括して説明を求めます。

中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） 大変ご苦労さまでございます。

総務課から補正予算につきまして説明させていただきますので、補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に伴います補正予算でございます。説明欄にあります013文書管理事業につきましては、67万6,000円を減額するものでありますが、内容につきましては、郵便料金計器購入に伴います執行差金の減額補正でございます。

次に、第6目情報管理費に伴います補正予算でございますが、説明欄にあります001情報化推進事業につきましては400万円の減額、003電算システム構築事業につきましては200万円を減額、合わせて600万円を減額するものでございます。

内容につきましては、001情報化推進事業につきましては、山梨県の工事であります敷島北小学校の西側の県道敷島竜王線の拡幅工事がおくれており、共同溝への光ケーブル移設工事ができませんので、減額補正をさせていただくものでございます。なお、本件予算につきましては、平成25年度の当初予算に改めて計上させていただきます。

次に、003電算システム構築事業につきましては、情報系ネットワーク機器の購入に伴います執行差金の減額補正でございます。

次に、予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費、第2目市長選挙費に伴います補正予算でございます。説明欄にあります002市長選挙執行事業につきましては、433万6,000円を減額し、市長選挙費の合計額を177万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成24年9月23日執行の市長選挙が無投票となったため、選挙運動用自動車公費負担、選挙広報印刷費及び選挙広報新聞折り込み委託料などが不用になったため減額するものでございます。

次に、第3目市議会議員選挙費、002市議会議員選挙執行事業につきましては、395万9,000円を減額し、市議会議員選挙費の合計額を178万7,000円とするものであります。

内容につきましては、やはり9月23日執行の市議会議員選挙が無投票となったため減額するものでございます。

内容につきましては、先ほどの市長選挙と同様、選挙運動用自動車の公費負担、あるいは選挙広報印刷費、あるいは選挙広報の新聞の折り込み委託料などございます。

次に、第11目市長、市議会議員同時選挙費に伴います補正予算でございますけれども、説

明欄にあります001市長、市議会議員同時選挙職員費を152万8,000円減額するとともに、002市長、市議会議員同時選挙執行事業を1,343万7,000円減額、合わせて1,496万5,000円を減額するものでございます。

内容につきましては、001市長、市議会議員同時選挙職員費につきましては、期日前投票事務職員の時間外手当の減額であり、002市長、市議会議員同時選挙執行事業につきましては、期日前投票及び投票日等投票立会人の報酬、投開票事務従事者の手当、入場券の郵送料、投票所設営費などが主な減となっております。

以上、総務課が所管します補正予算につきましてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 先ほど情報システムのほうですか、光ケーブルの工事がおくれているからということでこれがマイナスになったというのは、これはどうなのか。

○委員長（米山 昇君） 中村総務課長。

○総務課長（中村宗和君） 先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、敷島北小付近の県道拡幅工事を現在県でやっております。その関係で電線を地中化するというこの中で、甲斐市は現在電柱に光ケーブルが通っているわけですがけれども、その部分を地中化することによって、共同溝へ甲斐市の部分を入れなきゃならないという事業費を盛っているわけでございますけれども、県の工事がおくれているので執行ができないということの中で、25年度に予算を改めて計上させていただきたいというものでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を閉じます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終了いたします。

これで、総務課所管の第1項総務管理費及び第4項選挙費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目市民活動費及び第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目地域改善対策費について一括して説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課にかかわります補正予算をご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、補正予算の説明書は16ページ、17ページをお願いしたいと思います。

上から4つ目の費目になりますが、第12目の市民活動費の補正予算でございます。002の市民温泉等維持管理事業につきまして、市民温泉の指定管理の委託料500万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、指定管理者であります山梨交通株式会社から昨今の燃料費の高騰、それから電気料の値上げにより、著しい負担増となっているということで、基本協定書の規定に基づきまして指定管理料の変更協議を受けているところでございます。

指定管理者の申請時の計画額と本年度の決算見込みとの比較でございますと、燃料費では約29%、電気料金では約12.6%の上昇となっております。また、温泉施設という性格もございまして、この2つの経費で全体経費の約3割になるというような状況でございます。物価の変動などによるリスクは、第一義的には指定管理者が負うべきというのが基本原則とされておりますので、経費の削減にも節減にも取り組んでおりますが、その自助努力だけでは対応し切れない負担可能な範囲と限界もございまして。

今般の燃料価格の高どまりや公共料金であります電気料の改定は、予想外の事情が生じたものであること、また、こうした物価変動のリスク全てを請負者側に負わせることは適当ではないという考えから、指定管理料の補填もやむを得ない状況でございます。

指定管理料の変更協議は、基本協定書の中で認められている項目でございますが、初めてのケースでございますので、補填する範囲とか、対象額、リスクに対する市と指定管理者の負担割合などについて慎重に協議を進めてきたところでございます。その中で、まず物価変動による高騰額の合計が指定管理料の10%以上である場合に手だてを行うということ、それから、補填の範囲は今般の燃料費と電気料に限りまして相対的な赤字の補填はしないということ、それから、補填の方法は当該年度の実績に対しての精算方式とすること、指定管理者と市のリスク負担率はそれぞれ50%が妥当であるとの考えから、対象額に対する追加の精算額はその2分の1とすることなど、以上のような考え方で対応させていただくものでございますが、具体的に申し上げますと指定管理者の当初の計画額では、平成24年度でございますが燃料費と電気料の合計額が約4,200万円、それに対しまして本年度の決算見込み額では約5,150万円で、その差額が約960万円ということでございます。この960万円を価格の上昇分による負担増加分としまして、追加精算額としましてはその2分の1で480万円ほどを見込んでございます。補正額としましては500万円を計上してございますが、本年度の指定管理料の追加支出として増額補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書に戻りますが、補正予算説明書の22ページ、23ページのほうにお移りをいただきたいと思っております。

ページの上のほうになりますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目の地域改善対策費についてのご説明でございます。

補正額278万8,000円につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰出金の補正をお願いするものでございます。特別会計におきまして、当初設定をしていました貸付金の元利収入の確保が見込めない状況でありますので、公債費に充当する財源が不足するため、一般会計からの繰り出しをお願いするものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 燃料は重油だと思うんですが、実際幾らくらい上がっているのか、参考に。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 申請時に今計画を出していただいておりますが、それは22年10月に立てたものでございますが、当時の計画のほうですとリッター当たり78円でございますが、本年度当たりの決算見込みで見ますと97円から98円くらいの見込みでございます。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） ちょっと補足で分けて申し上げますと、灯油を使っている施設とそれからA重油を使っている施設がございまして、灯油のほうですと計画額の中では77.9円が、ことしの現状の見込みですと97.4円くらいになります。それから、A重油のほうですと当初の計画額では78.3円が、ことしの見込み額では96.4円を見込んでございまして、これはことしに入ってからまだ下がる見込みがないということでございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと今の燃料の件ですけれども、電気料はこれは恐らく下がらないと思うんですよ。重油にしても、今の灯油にしても、この先安定してくれば下がるという場合は、また見直しをするんですか。やっぱり下がっても、この補填だけはしていくというあれですか。そのところの内容はどうですか。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 先ほど前提条件として申し上げたのですが、いわゆる燃料費と電気料の合計額の高騰分、差額が指定管理料の10%以上になった場合に補填をするということでございますので、ことしの場合には指定管理料の10%というのが、6,930万円に対します10%ですから693万円これが、先ほど申しました高騰額が約960万円ですので、これをオーバーするというので、ことしの場合には補填をさせていただきますが、次年度以降この10%を超えなければ補填はしていかないということでございますので、燃料単価で言いますと、あと10円下がって87円、88円くらいまで下がれば、この条件にも該当しないというような状況になると想定しております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 10%切れば見直すということでそれはわかったんですけども、電気の方の関係で、あそこの場合のK a i ・遊・パークは前のときに契約をし直したら、四、五十万とかが安くなったという経緯があるんですよ。そういうふうなこともあるんですよ、契約のあれで余力があるからこのくらい下げてもいいだろうというふうになると。そういう

ふうな見方をしたのですか、今回、十何%か何か電気料が上がるのに対して。みすみすそのまま、上げたままにしておいたんですか。要するに、そういう見直しはどうなんです。もし、わかる範囲で。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 今ご指摘のとりの電気料の対応でございますけれども、具体的な検討がなされたようなことは伺っておりません。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 相談して、やっぱり見てください。やっぱり安くなるものであればそれにこしたことはないので、ぜひその辺もちょっと見てください。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） ご指摘の点につきまして、また指定管理者と協議しまして検討の一つにできるようにしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 住宅新築資金貸付特別会計繰り出しのことで、もうちょっと細かく説明をお願いしますか。

○委員長（米山 昇君） 副委員長、特会のほうでまた聞いてください。
ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を閉じます。

以上で市民活動支援課所管の総務費及び民生費の審査を終了します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目支所及び出張所費について説明を求めます。

大森双葉支所長。

○双葉支所長兼市民課長（大森良子君） お疲れさまでございます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

双葉支所庁舎管理の補正内容につきましてご説明させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目支所及び出張所費、020 番双葉庁舎維持管理費、13 節委託料312万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、庁舎の日常清掃業務を当初民間委託といたしまして予算計上していましたが、業務職員の配属によりまして対応したことにより減額、また、庁舎の維持管理をしていくための保守委託料等の支出確定によります執行残額を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

ここで、双葉支所所管の総務管理費の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 01 分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第 2 款総務費、第 2 項徴税費から第 3 項戸籍住民基本台帳費については、一括で説明を求めます。

初めに、第 2 款総務費、第 2 項徴税費について説明を求めます。

花田収納課長。

○収納課長（花田茂美君） お疲れさまでございます。

それでは引き続きまして、収納課から補正予算説明書の16、17ページ中段になりますが、2 款総務費、2 項徴税費、2 目賦課徴収費について説明申し上げます。

内容につきましては、説明欄にございます013諸税徴収費の減額でありまして、補正前の1億3,455万3,000円から533万4,000円を減額し、1億2,921万9,000円とするものでございまして、財源は一般でございます。

節ごとに説明申し上げます。まず賃金39万円の減額でございますが、従前現年分の徴収に係る督促などの事務につきましては、市では税務課、国民健康保険税は保健課が担当し、両税の滞納繰越分を収納課で担当しておりましたが、今年度以降につきましては事務効率化の観点から、両税とも徴収に係る全ての事務を一括して収納課で担当しております。

具体的に申し上げますと、両税の税目ごとの督促状の発送回数は年間39回に及び、今年度はこれまでに延べ4万3,880通の督促状を発送しております。これへの備えといたしまして、封入のお手伝いをいただくパート2名分の賃金を計上したものでございますが、職員によって対応できましたため、今回この分の賃金を減額させていただくものでございます。

次に、報償費384万4,000円の減額につきましては、固定資産税の前納報奨金でございまして、今年度の実績によるものでございます。ちなみに今年度における報奨金の活用状況を申し上げますと、賦課件数2万6,319件のうち1万5,850件の活用をいただき、活用率は60.2%、報奨金の総額は4,171万5,000円でございます。

次に、需用費60万円の減額は主に印刷製本費でございまして、督促状や送付用封筒、印刷時の契約差金によるものでございます。

最後、役務費50万円の減額につきましては、督促状や催告書などの郵送料でございまして、こちらも実績に伴うものでございます。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） 次に、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

清水市民窓口課長。

○市民窓口課長（清水春雄君） ご苦労さまでございます。

それでは、同じページになるんですけれども2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、国からの事務委託費として国庫支出金が減額することに伴い、その減額分を一般財源で増加する財源の更正でございまして。これは、前の委員会とかでその都度説明をしておりますとおり、外国人登録法の処理に関する経費として従来外国人登録事務に関する事務委託費が国から交付されておりましたが、昨年7月に外国人登録法が廃止され、外

国人も住民基本台帳を適用することに伴いまして事務処理が変更されまして、今度は、異動等に伴う住居地届け出等に関する事務委託として国から交付されることになっております。それが減額するというので、財源更正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいんですけども、今報償費が384万と。これは予算のときの大体どのくらい……先ほどのご説明では2万6,319件ですね。それが1万5,800ですか。これでいくと380万ぐらいが何件ぐらいのお考えだったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 花田課長。

○収納課長（花田茂美君） お答えいたします。

当初、今年度の予算計上につきましては、全体の賦課件数の70%を見込んだところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第3項戸籍住民基本台帳費並びに徴税費の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第2項小学校費及び繰越明許費について当局の説明を求めます。

奥野教育総務課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 皆さん、ご苦労さまです。

教育総務課所管の補正内容についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書30ページ、31ページをお願い申し上げます。

10款教育費、小学校費、学校管理費の補正内容について内容を説明させていただきます。

補正前の額に4億3,919万3,000円の増額をお願い申し上げまして、総額で8億3,271万1,000円とさせていただくものでございます。この補正増に伴います財源につきましては、文科省、国交省の交付金、地方債、残りを一部一般財源ということをお願いをするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、3点ほどございます。

まず1点目でございますが、新年度に向けまして小学校2校の特別支援学級の新設が必要になりましたので、その諸経費の増額補正。

2点目につきましては、平成24年度の学校施設環境改善交付金、これは文部科学省の対象事業でございますが、玉幡小学校の大規模改修工事の前倒しの予算をお願いするものでございます。これにつきましては、主要事業として平成25年度に予定をしておりましたけれども、国の25年度予算につきましては国から連絡をいただきまして、災害復興、あるいは防災対策の緊急性に係る事業等の関係から、文部科学省の学校施設関連の予算づけが25年度は不透明であるというふうな状況で伺いました。その中で、文部科学省では学校施設環境改善交付金、いわゆる経済危機対応の地域活性化の部分でございますけれども、予備費を使いまして執行をしようということで、全国に前倒し可能の事業の調査依頼がございまして、それを受けまして申請をさせていただいたものでございます。

結果的には国の12月補正予算、いわゆる政権交代前でございます、に決定をいただいたものでありまして補助率は通常と変わりません。おおむね3分の1でございますけれども、事業の確実性ということで、最優先して対応したものであります。いずれ予算づけをいただいた後も工期の確保はできませんので、繰り越しをさせていただく予定でございます。

あと、これと大きな事業といたしまして、3点目でございます。

こちらのほうは政権交代後でございますが、国の12月補正に関連する緊急経済対策、これは国土交通省も関連してございますけれども、対象事業といたしまして決定をいただきまし

た学校施設 2 件の同じく前倒し予算の予算づけをお願いするものであります。

この対象事業といたしましては、地域の元気臨時交付金及び社会資本整備総合交付金、これは国交省でございますが、地方都市リノベーション施設に竜王北小学校の給食室の整備事業が、もう 1 点、地域生活基盤施設に竜王東小学校の体育館等天井改修が主でございますけれども整備事業対象となりましたので、同じく前倒し予算をお願いするものでございます。こちら主要事業の計画では 25 年度以降に予定をしておりましたけれども、交付金の事業費と合わせまして 80% 以上の交付金、補助金をいただけるということで、厳しい財政状況の中でありますので申請をさせていただいたものでございます。

なお、この 2 件につきましても工期があるものではございませんので、繰り越しをさせていただく予定でございます。

それでは、具体的に内容の説明をさせていただきます。

31 ページになりますけれども、まずは玉幡小学校の 1 億 4,890 万円の増額補正でございます。これは、学校では相当古い部類に入りますけれども、築 42 年を迎えておりまして、耐震の診断、改修等は済んでおりますけれども、いわゆるリニューアルゴールということで予定をさせていただいております。全体的には塗装工事が主な部分でございますけれども、老朽化部分の改修等と設計監理含めまして、1 億 4,890 万円ということでお願いをする予定でございます。

次に、南小学校の 70 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは特別支援学級の改修といたしますか、現行の教室の一部改修ということでお願いをするわけでございますけれども、照明器具の設置、カーテンの取りかえ、ドアの取りかえ、またはホワイトボード、スタンドミラー、暖房機というふうなことで、備品購入費それぞれ合わせまして 70 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、竜王北小学校、それと先ほど説明しました竜王東小学校でございますけれども、こちらは事業の経過は先ほど申し上げました。

まず、竜王北小学校の給食室でございますが、これも築 32 年が経過している中で主要事業に位置づけて予定をしておりましたけれども、前倒しをお願いするものでございます。ドライ方式に変更ということの改築工事ございまして、解体工事、設計監理委託含めまして、そこがございます 2 億 5,250 万円ということで予定をしております。よろしくお願いたします。

次に、008 竜王東小学校費でございますけれども、こちらも先ほど申し上げましたとおり

でございます。体育館のつり天井の改修ということでございまして、設計及び管理委託、耐震工事、合計で3,500万円を予定しております。

いずれも予算づけをいただいた後、繰り越しということでよろしく願い申し上げます。

予算説明書の繰り越しにつきましては、38ページをお願い申し上げます。

38ページの一番下段になります。教育費、小学校費、学校管理費ということで、今ご説明いたしました内容の事業費全額を25年度に繰り越しをさせていただくものでございますので、よろしく願い申し上げます。

お戻りいただきまして31ページ、双葉東小学校費でございます。こちらも竜王南小学校同様、特別支援教室の増設ということでございます。それに伴う諸経費でございます。黒板、電話設置、その他、机、椅子等の備品購入費、南小学校に比べまして金額が若干倍以上になっておりますけれども、双葉東小学校につきましては、教室にはいわゆる電子黒板の購入経費が含まれておりますので、その部分だけは増額となっておりますのでよろしく願い申し上げます。

双葉東小学校につきましては、一番児童も多いわけでございますけれども、何とか25年度、26年度くらいまでは現行の教室で賄えるかなというふうな状況でございまして、四苦八苦というふうな形で会議室を2つに分けて使用したりしております。特別支援教室につきましては、2階の会議室の具体的には1つを利用して、全く新しいところに設置をするということになりましたのでこんな経費の内容でございます。

以上、教育総務課所管の補正の内容についてご説明させていただきました。よろしく願い申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の説明で、玉幡小学校の大規模改修ということで、これ計上してありますよね。ほかの市内の小学校、ここをやれば大体そういう大規模改修等は終わるんですか。ほかに、また予定とか何とかあるんですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野教育総務課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 敷島小学校、あとは竜王中学校というか、1年時間が過ぎますと順に老朽化が目立ってきますけれども、主要事業の中ではあと三、四校、昭和48年前後、

あるいは50年をちょっと過ぎたくらいの竜中、敷島小学校等々は、これからの計画になりますので。とりあえず耐震は済んでおりますけれども、見た目と環境等の関係は全体をリニューアルしないと直りませんので、一応これからも順次計画をして進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういうものも、こういう有利な補助金といったものを使っていくというか、今後国がどう出るかわからないですけれども、そういう予定はあるんですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 今回の玉幡小学校につきましては、通常の学校施設の環境改善、これは数年前にお願いをしましても、あと5年後にお願いをしましても通常の学校施設の補助金の3分の1、これをいずれ利用してやっていく計画でございます。

今回の政権交代後の緊急経済対策の7割、8割いただけるというのは、恐らく次にあるかどうかちょっと私どもにはわかりませんので、緊急でお願いいたしましたけれども特異なケースといえますか、そんな時期でございますので申請したものであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今後もぜひ努力して、有利な補助金をもらえるようにひとつお願いします。

それと、38ページの委託料のところなんですが、個々の学校の。一番下の竜王東小学校の体育館の天井改修、ここは工事費の割合からいくと結構高いですよ。ここら辺は、どういう考えでこうなっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 38ページの委託料でございます。玉幡小学校のリニューアルの400万円、あとは北小の1,250万円と竜王東小学校でございますけれども、割合にしてという話になりますけれども、まず玉幡小学校はいわゆる設計はもう済んでおまして、管理料ということで管理委託でございます。竜王北小学校の1,250万円につきましては、これはこれから設計を行い、あわせて管理委託ということでちょっと増額といえますか、他に比べてちょっと大きな金額になっております。

あと、竜王東小学校の施設整備でございますけれども、この委託料につきましてはいわゆる調査等も含まれております。玉幡小学校と比較しますと、玉幡小学校はでき上がった設計

の現場の管理、いろいろな指導等をお願いするわけでございますけれども、竜王東小学校につきましては、それら設計も含めて両方でございますので若干違う金額になっておりますけれども、内容につきましては2点入っておりますのでお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 多分適正な審査をして、そういうことになっていると思いますけれども、今後もその辺をしっかり精査していただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（米山 昇君） 続いてお願いします。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 今の竜王東小学校の件は、前倒しというふうに言いましたよね、緊急経済対策で。だから、本当は25年度にやる予定だったということですよ。そうすると、今調査からと言っていましたよね。調査して、設計して、それで改修するまで、そっくり25年度にやる予定をしていたということの解釈ですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 竜王東小学校だけここにあらわれてございますけれども、平成25年度の通常の予算で16校全部、1校百何十万かかりますけれども、非構造部材の天井等もあわせまして調査を委託しております。ただ、竜王東小学校につきましては、つり天井を施してあるということで調査をしまして、平成15年以前のたしか建築関係の基準には合っておりますけれども、竜王東とあと北中の天井だけは調査をするまでもなく、改修という言い方が当たるかどうかわかりませんが、一応予定をしてございました。

ただ、国土交通省のリノベーション施設の関係、詳しいことはちょっと私も今不明なところもございますけれども、駅から1キロなり指定する施設の範囲がございまして、たまたま東小学校はできるんですが、北中のほうがそれから外れてしましまして、北中も調査の状況によっては急ぎでやらなきゃならない事態も発生いたしますが、これは見てからということになります。東小学校につきまして私どもが考えておりますのは、いずれつり天井でございます、基準が云々より落ちる危険性がございますので、取ってしまうかどうかということで調査の結果待ちでございますが、そういう施工は早くやってしまいたいということで今回お願いをしたものであります。いずれほかの学校につきましても、順次、調査結果で、緊急性があればまたお願いをするような形で進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 竜王北小学校の給食室の整備ですけれども、これは非常に予算の規模として結構大きい事業だと思いますけれども、当然予算計上して25年度にやるということは、これは学校をやりながらこの事業をやるということで、非常に厳しいかなと思います。一応工程表といいますか、その辺のところのいわゆる設計から工事に至る年間スケジュールというのは、どんな形で描いていますか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 竜王北小学校の給食室でございますけれども、これにつきましては、当初は今ある平屋の狭い給食室あそこを取り壊して、その場所へ建てようかということで計画を一時しておりました。ただ、子供たちの給食を考えたり、あその位置に建てかえるに当たりましては、いずれにしてもPTAに弁当をお願いしたり、あるいは外部に委託をしたりということで、2,000万、3,000万すぐ余分な経費もかかってまいりますので、学校ともいろいろ協議をしまして、今の体育館と北側の校舎の間にちょうど現行の給食室の倍ぐらい設置できるスペースがございましたので、ただ、植え込みやらウサギ小屋がございましてそれらはもう撤去しなきゃならないわけでございますけれども、ちょうど中間の敷地がございましたので、そこへ計画をしてございます。給食の一時、子供たちが持ってくるとかそういう心配はなくなりましたので、最終の3月の1週間か2週間は、機材の入れかえ等でお問い合わせをすることもございますけれども、基本的には夏休み前に発注をしまして、来年2月、あるいは3月の頭くらいまでには一応完成をする予定で今のところ考えております。給食等支障がなくできる見込みでありますので、また随時報告をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 一応建てかえる場所は、そういった現状のを確保できるということですけれども、当然そうなってくると建てかえはどんどんできるわけですね、場所があるから。やっぱり学校の授業とか、そういうことに対する工事の進行上の影響、その辺については、例えば休みだけでは当然できないですね。となると、授業をやっている間も工事はやらなきゃならないという状況だと思います。その点について、音だとか、車の出入りだとか、そういった安全管理に関するその辺がちょっと問題になるのかなとは思いますが、それに対してはどんな対策というか、配慮をしながら学校運営を進めていくのか、その辺は

どうですか。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） ご指摘いただいたとおりでございます。その点につきましても学校と協議をしながらになりますけれども、給食室ということではございませんけれども、ほかの学校の中の工事につきましても、いわゆる午後1時や2時くらいまでの授業の時間帯は、なるべく大きな音が出るような仕事は控えていただいているケースがございます。それ以降、夕方まではうるさい騒音も出ますけれども、直接授業には影響のない部分で集中的にできるような形で進めていくように指導していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど説明があった玉幡小学校が3分の1の補助ということで本当に大変だと思っているんですけれども、たまたま3分の1補助という、ほかの南小学校と北小学校の80%ということで、玉幡小学校の、総務課長さっき説明したらわかったんですけども、防災関係で中の改修ということで、減災ということでやるんですね、大規模な改修を。それで、防災・安全交付金というのを国でも出しているんですけども、それには当てはまらなかったんですか、今回は。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 玉幡小学校につきましては、今回の議員の先生方もご承知のアベノミクスではございませんけれども、その前のいわゆる普通の交付金をいただく中で進めてきたものであります。玉幡小学校につきましては、そういうことで特異な交付金、補助金をいただけませんので、通常の3分の1で進めざるを得ない状況でございます。

今ご指摘をいただきました防災関係の話でございますが、こちらのほうは本体の躯体を云々する話ではございませんで、来年非構造部材等の調査等々がございます。その中で組み合わせて、防災関係の対策そちらにはこれからの話ですけれども補助は出ますので、調査費も緊急性があって、じゃ、危ないから窓ガラスを100枚かえろとか、かえないとかという話で施工した分と、調査費その他も一応補助の対象になっておりますので、今後の対応ということで、いただけるものはいただくようなことで進めていきたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） ぜひ国とも、結構みんな今回自公でやっていて出しているんですよ。

それで防災交付金なんて、そういう地域の元気交付金とかを使っていただいて、うちも助かっているんです。はっきり言って北小と東小が80%の負担でできるなんて、こんなおいしい話はないですよ。ぜひこういうことをうんと活用して、それで山梨県内でも甲斐市が13億ですか、現交付金でもらっているのが。これトップのほうですよ。これはすごいことだと思うんですよ。ぜひアンテナを張っておいて、ぜひそういう引っ張れるものなら引っ張っていただいて、この時期に直してしまうというようなことで、ぜひ頑張ってください。お願いします。

○委員長（米山 昇君） 要望でいいですか。

○委員（名取國土君） いいですよ。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） 内藤委員の質疑にも関連することなんですけれども、工事のほうは学校がまた2つですか、給食室と体育館とかそういったものがあって、工事をやるのにある程度大きい音がするものは時間的に制限するというふうなことで、工期的にある程度こういう形であれば余裕を持ってやっていただかないと、また施工業者のほうの工期的な問題とか、そういったものが出てくると思うので、ぜひその点を加味してできるだけ早い発注をして、余裕のある工程というものを組んでいただければというふうに思いますけれども。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めますか。

○議員（清水正二君） 求めます。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 先ほどもご指摘いただきましたとおり、早期の対応を心がけて、遅くても2月中くらいに完成を見るように、学校に支障がないようにという中で100%まではいきませんが、努力してやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 10款2項であります小学校費というところでちょっとお聞きしたいんですけども、012の双葉東小学校は電子黒板とかということで出ていますけれども、それ以上に先ほどご説明した25年度、26年度でいいだろうということですが、今現在生徒が640名からいらっしゃいますよね。それで、校庭が狭いということで校庭も確保してきたんですけども、教室の予備がないですよ。それはどんなふうに考えていますか。今生徒が640名からいますよ。このまま同じようにいくとは想定できないんですけども、その辺はどんなふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 奥野課長。

○教育総務課長（奥野経雄君） 双葉東小学校でございますけれども、六百四十数名現在おります。昨年もたしか二、三十名ふえて、2階の会議室を2つに分けて教室を1つつくってございます。私どもが学校に要する範囲でございますけれども、26年、27年くらいまでは、どうも横ばい状態で推移をする見込みとしか言えませんけれども、今の現在の教室で足りると考えております。

ただ、児童・生徒の動きは、保護者のいろんな転入、転出等の動きもございますので、万が一不足する事態が生じたときは、もう一時的にでも不便はかけますけれどもプレハブなり何らかの形で対応を考えております。当然将来を見込んだ中で、プレハブが必要なのか、本体の本当に構造体を変えて教室をふやしていくのが必要なのかということで、またご相談、検討はいたしますけれども、一応そんなことで当分の間、横ばい状態ぐらいの推移であると思っておりますので、緊急時はすぐに対応するようなことでやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） これは640名という想定はしていなかったんですよ。予備の教室がないというこれは、生徒たちにとっては大変困っている問題なんですよ。それで、先ほど25、26、この定数が今の予測はちょっと甘いと思いますけれども。そうして子供たちの教室がないという、これはやっぱり喫緊の問題だと思いますよ。640名が今現在いらっしゃるんですよ。1学年100人として、そうして教室がないということは、これは学校としても大きい問題だと思いますし、子供たちにもいろいろ問題が生じますから、それは対応をもう少し26年、27年の現状を調査して、そうして正しい判断をぜひお願いしたいと、要望でいいです、お願いします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第10款教育費、第2項小学校費及び繰越明許費の審査を終了します。

次に、第10款教育費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について説明を求めます。

小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算について説明させていただきます。

今回の補正は、主に決算見込みによるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

真ん中あたりになります。10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費、需用費の001総務管理関係職員費130万円の増額につきましては、敷島給食センターと双葉給食センターの光熱水費や給食食材費の決算見込みによるものでございます。

次に、2目学校給食費、需用費、001学校給食費559万9,000円の減額につきましては、小・中学校の給食食材の決算見込みによるものでございます。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費、005幼稚園就園奨励費795万5,000円の減額につきましては、認定者数の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 学校給食費のこの減額ですが、結構大きい減額なので理由がもしあれば。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○学校教育課長（小林 修君） 学校給食費の減額は、当初7,231食を見込んでおりましたが、決算見込みで232食減って6,999食という見込みをしておりますので、それに伴う減額でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 幼稚園費の減額ですけれども、これは当初予算に比べると約8%ぐら

いという減額ですよね。これというのは、当初の見込みに関してちょっとこういう人の数とか、そういうものというのは、ある程度把握できると思うんですよね。この辺の見込みに対する減額の大きさというのは、どんな根拠になっているのか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○学校教育課長（小林 修君） 当初予算を盛るときに、景気低迷ということもありまして、その近辺の年度で一番多い人数で予算を立てました。それからもう1個、幼児の数が減ったということも一因になると考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今の件なんですけれども、幼児が減ったということですが、反対に保育園等の未満児さんとか今ふえてという話が市としてはあるわけなんです、そういう関係性みたいなのはありますか。単に幼児が減ったからということですか。

幼稚園に入る子供が減ったということだと思んですが、その辺の分析みたいなのはしてございますか。また来年度に向けてもあると思うので、25年度等ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○学校教育課長（小林 修君） おっしゃるように保育園児のほうはふえておりますが、幼稚園の場合は大体30名ほど減っておるということでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第10款教育費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費についての審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時42分

再開 午前 11時44分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費について一括で説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それではよろしく願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会資料の11ページをお願いいたします。

竜王南部公民館耐震補強及び大規模改修工事について説明をさせていただきます。

請負業者は、有限会社西川工務店、請負金額が4,649万4,000円でございます。工期は平成24年7月7日から12月20日で、工事概要ですが耐震補強工事3カ所に柱の破壊をさせないため壁と柱の間のコンクリート構造体を切断し、相互に力が伝わらないようにするスリット補強、外壁塗装、内装改修工事ですが、一部の床、壁、天井の張りかえ、電気工事についてはボイラー方式の冷暖房をエアコンに変更、機械設備工事はトイレの1、2階の男女各1ウォシュレット仕様でございます。

12ページ左下の管理人室、事務室、階段の外側の一部にスリットを入れての耐震補強になっております。

12ページ、13ページの平面図の斜線の部分が壁等の張りかえ等になったところです。

14ページより20ページが着工前、完成、またスリット工事の写真となっております。

それでは、3月補正の説明をさせていただきます。

補正予算説明書32、33ページになります。

10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費、3目文化会館費、4目文化財保護費になります。

初めに、2目公民館費であります。975万円の減額になり、内容については、011竜王北部公民館管理運営費100万円の減額ですが、竜王北部公民館の電気料になります。改築2年目であり、予算を計上するに当たり未定の月部分がありましたので、高い額で計上してありましたため節電も含め実績が下回ったため減額補正をするものであります。

013竜王南部公民館管理運営費875万円の減額です。これについては、大規模改修工事に伴う空調設備電氣化への変更による不要燃料費A重油ですが40万円、耐震補強及び大規模改修工事の管理委託料62万円、工事費の執行差金773万円の減額補正であります。

次に、3目文化会館費であります128万円の増額になります。

内容につきましては、双葉ふれあい文化館の利用率が月平均1割増しに上がっておりまして、また電力料金の単価の値上げ等があり、猛暑、寒冬により需要量がふえたため増額補正するものであります。

次に、4目文化財の保護費であります254万円の減額になります。

内容につきましては、文化財調査事業、内訳は賃金157万3,000円、委託料68万8,000円、使用料及び賃借料27万9,000円の減額です。都市計画道路田富町敷島線道路改良工事に伴う金の尾遺跡第9次発掘調査で遺構の発見が少なかったため、建物跡や墓跡など、遺構確認や書図面作製に係わる人件費及び空中写真、重機借り上げ等の委託費等が不要になったため減額補正をするものであります。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 013の竜王南部公民館の管理運営費についてさっき課長から説明がありましたけれども、この工期が昨年4月7日から12月20日までのこの間ですけれども、先ほどの説明で、工事差金と委託料とかそういうことの減ということの説明がありましたけれども、要はこの公民館が閉鎖されていて、その経費が使われていないというものはないんですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それに重油等の差金等になります。電気料、水道を使っていないので、その差金もあります。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、委託料というか、人件費とかそういうものに関しての運営費は、減額には何も響きがなかったという解釈でいいのかな。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 人件費ですが、職員もおりましたし、シルバーさんにも来ていただいて周りの清掃等もしていただきましたので、入っておりました。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 南部公民館の中で、要はこの工事中に使わない部分、経費がかかっていない部分、それは休館していたということですよ、工事に関してここはずっと使えなかった。そういうことで、この減額になっているかどうかということを知っているんですけども。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 休館についての減額にはなっておりません。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ふれあい文化館の管理運営費128万円の増額ということで、先ほどの説明だと利用率が上がって、これは指定管理者になっていますよね。それで、そういった分についての経費というのは、指定管理の中で出るもの、あそこは確か、電気が一括になっていたということを過去に聞いていますけれども、その関係の増額なんですか。その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） ふれあい文化館につきましては、双葉庁舎、双葉公民館、双葉ふれあい文化館の電気料が1本で出てきております。そこで双葉庁舎のほうで分割して、それぞれ双葉公民館並びに双葉ふれあい文化館のほうに請求が来ております。双葉ふれあい文化館の電気料につきましては、市のほうで立てかえ払いをしまして、ふれあい文化館のほうにその使った金額につきまして請求をして、納入をいただいているような状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは1回払っていて、改めてニューのほうで向こうからいただくということで、精算するということなのか。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういう点は、やっぱりそこまで本当は説明していただきたいんですよ。他に増額になるんで、そういうことでまたいただくということになると、指定管理者との関係というのがあるのに、何でそういうことが発生するのかという疑問が生じるから、そういう説明をしていただければいいかなというふうに。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 申しわけございませんでした。

32ページの3の文化会館費の補正額の財源内訳のところに、諸収入の128万円が入っております。説明不足で申しわけございませんでした。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますでしょうか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 先ほどの説明の中で、今の文化会館費なんですが利用者がふえたと、1割増し支出金という話がありました。それはこの今の補正と、どういう関係なんですか。金額には、それは別に反映されていないんですか。今のこの128万円というのは、電気料金だけの話なんですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 利用率がふえていることによって開館の日数がふえておりますので、それで電気料が上がっているということになります。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ついでに聞きたいんですが、何人ふえているという計算、大体、なんですか。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 昨年の2月末とことしの2月末で比較しますと、9%人数的には増になっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 同じ文化会館費でございますけれども、数値的に22、23、24の決算金額がちょっと今わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 申しわけございません、22年度はちょっと資料がございませんので後ほどということで、23年度ですけれども電気料は806万132円でございます。

○委員長（米山 昇君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 私が聞いたかったのは電気料じゃなくて、指定管理になっておりますよね。それで、指定管理はこの文化会館のほうは、入札した経過で何者かいたのかなど。それともう一つは、過去入札で、年度にほかに競合があったかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 双葉ふれあい文化館につきましては、平成20年度から指定管理になってございます。平成20年度から3年間、今の山梨文化教育財団になっております。昨年の23年度からなんですけれども、また5年間ですけれども同じような形で山梨文化教育財団になっております。そのときの指定管理の場合のときは、1者でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第6項社会教育費の審査を終了します。

次に、第10款教育費、第7項保健体育費について当局の説明を求めます。

斉藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） それでは、保健体育費の補正のほうを説明させていただきます。

1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金でございます。35万円の増額をお願いするわけですけれども、事業名で013自治体体育事業育成補助事業これにつきましては、ご存じのように各自治会で軽スポーツ、運動会等をしていただいた場合に対象経費の2分の1を補助するというところでございます。それで最高額は、運動会、軽スポーツをやった場合に15万円、軽スポーツだけの場合は7万円ということで限度額が決まっております。毎年当初予算で650万円をお願いしているところですが、その年その年の状況に応じて若干補正のほうをいつもお願いしておるわけですが、今回は22万円の補正をお願いいたします。

それから、014県外スポーツ大会出場補助事業これにつきましては、県大会を勝ち抜いて関東大会、全国大会へ出る団体に対して、旅費、宿泊費、交通費の3分の1を補助するものであります。これについても、当初予算で80万円を毎年お願いしているわけなんですけれども、そのときの大会の勝敗の状況により、また会場が遠い、近いということもございまして、今回13万円の増額をお願いするものでございます。

次に、2目体育施設費これにつきましては財源更正でございます。国庫支出金2,250万円これにつきましては、地域の元気臨時交付金これが敷島体育館のほうへ充てられます。なお、敷島体育館は12月の補正でお願いしたときに、社会資本整備交付金これも2,000万円の交付が付きましましたので、合わせて4,250万円の交付金のほうがついたということでございます。その関係で、地方債、市債がマイナス3,100万円、それから一般財源のほうを850万円お願いするということでございます。これが体育施設費の財源更正の内容でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません、013の自治会体育事業育成補助事業で、この自治会は136あると思うんですよ。その中でこの助成金を使っているのは、どのくらいの団体があるんですか。

○委員長（米山 昇君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 自治会につきましては今136自治会のうち、今回106自治会を予定しております。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ別です、014の県外スポーツ大会出場補助金ですけれども、これについては今これも多少の増額があるということですが、どんなような団体がふえているのかなということを聞きたいんですが、いかがですか。

○委員長（米山 昇君） 山岡係長。

○スポーツ推進係長（山岡広司君） 団体につきましては、今回13団体が一応対象になっております。スポーツ少年団が4団体、一般の体育協会の団体が9団体になっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 今の敷島の体育施設費のほうなんですけれども、この財源更正ということで2,250万円補助という支出金が出ると。当初これは3,100万円の市債でという予定をしたけれども、後からこういううまいのが出たから乗りかえたということの解釈でいいんです

ね。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 当初、先ほど申したように社会資本整備事業の交付金が2,000万、それから市債を充てると。一般財源も若干ということであったわけなんですけれども、その後、地域の元気臨時交付金というのが対象になるということでございましたので、その分の交付金2,250万円をお願いして、今回それを充てて市債のほうを減額するというところでございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） そうなった場合に、いわゆる設計基準の見直しとか、あるいはそういう補助金というか、交付金をもらおうと、手かせ足かせの部分が厳しくなるということは考えられませんか。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 今齊藤委員さんがおっしゃっているのは、今まで社会資本整備をもらった、次にこの交付金をもらおうと。そうすると、その交付金ごとに決め事がある、工事をやるときに、今度はこういうことをしなきゃならんというようなことがふえることがあるんじゃないかと、こういうご質問でしょうか。

それであれば、そういうことはなくて、当初計画どおりの設計で執行するというところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 013の先ほどの説明の関連ですけれども、自治会体育事業育成補助事業ですけれども、105自治会を予定しているというふうに回答がありました。今まで、例えばどんなどころにそういう自治会に対しての補助事業をやったのかなと思うんですけれども、例えばどんな内容のものに対してとか、もうちょっと詳しく知りたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 齊藤課長。

○スポーツ振興課長（齊藤 積君） 各自治会によって内容は違うんですけれども、例えば運

動会、似たような種目をやったり、それぞれ工夫している種目もありますけれども運動会、例えば軽スポーツの場合、副議長にきのうも出席いただきましたけれども、グラウンドゴルフがやはり各自治会で盛んです。そのほかに、歩け歩け大会とか、そういうことで軽スポーツはグラウンドゴルフがもうほとんどだと思っていただいて結構だと思いますけれども、運動会のほうは、各自治会でその種目、種目をいろいろ考えおりますので、書類を見ればどういう種目かという、いわゆるパンフレットもいただいておりますからわかりますけれども、普通、区民ができる種目を各自治会の体協さん、区長さんが選んで実施しているところがございます。

○委員長（米山 昇君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 知らないというか、区長自身も余りわかっていないとかがあるのかなと思ったり、もっとそういうものがあれば活用したいなと思ったりするところもあると思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

○委員長（米山 昇君） 斉藤課長。

○スポーツ振興課長（斉藤 積君） 市では、竜王地区、敷島地区、双葉地区というような形で分けて、各自治会長さんに私どものほうの補助金ばかりではなくて、市の補助内容とかいろんな事業について説明会をしております。それで、また体育事業の関係につきましては、体協の支部長さん、その方が体協の理事になっておりますけれども、そういう場面でも説明してまして、これはもう各町が合併する前からこれをやっております、市になってももちろんやっていますので、知らないということはないんじゃないかと私は思っております。以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで、第7項保健体育費の審査を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時08分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第5項統計調査費及び第12款公債費、第1項公債費並びに第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） ご苦労さまでございます。

それでは、企画財政課の3月補正についてご説明を申し上げます。

予算説明書は20、21ページでございます。

中段の2款総務費、5項統計調査費、1目委託統計調査費につきましては、説明欄記載の住宅土地統計調査事業につきまして、国からの委託金の交付決定を受けまして調査員の旅費、費用弁償を1,000円増額するものでございます。

財源は内訳に書いてございますが、全て県からの支出金が充てられますので、よろしくお願いたします。

次に、32、33ページをお願いいたします。

下のほうでございますけれども、12款1項1目の元金でございますけれども、平成23年度の新規借入れ分の市債の借入れにつきましては、借入れ条件の決定によりまして、今年度から始まります償還元金2,395万7,000円を補正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

2目の利子でございますけれども、これも23年度借入れ分の利子が確定いたしましたので、不用額を当初予算額から減額するものでございます。

次に、13款の諸支出金、1項の基金費でございますけれども、1目の財政調整基金をこのたびの補正に伴います歳入歳出の差引額、1億8,767万円を財政調整基金に積み立てるものでございまして、これによりまして本年度末の財政調整基金の規模は、現段階では33億7,500万円余りが見込まれるところでございますので、正式な額につきましては、当初予算のときにご説明をまた改めてさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 基金費の地域振興基金については、新しいオートと馬の関係はどのぐ

らい入っているでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） この積み立てのほうは、そこに財源内訳が書いてございませうけれども160万円でございます、これは午後のほうでまた改めて、歳入のほうでご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、統計調査費及び公債費並びに基金費の審査を終了します。

以上をもちまして歳出の審査は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 30分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、猪股委員につきましては遅刻する旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

それでは、続いて歳入について審査を行います。

第10款地方交付税から第21款市債まで一括で説明を求めます。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、午前中に引き続きましてご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計の3月補正に係ります歳入について、私のほうから一括でご説明申し上げます。

予算説明書6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、10款地方交付税でございますけれども、地方交付税のうち普通交付税につきましては、本年度交付額が46億4,038万円余りと決定しておりまして、当初予算額との差額をこの3月補正におきまして、補正額7億4,038万6,000円を増額補正するものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、その下の14款国庫支出金でございますけれども、1項2目の民生費国庫負担金、右のページに行きまして1節の社会福祉負担金でございますけれども、これは福祉課のほうで障害者自立支援給付費の負担金、助成対象者の増等から歳出の給付費を6,075万円増額しておりまして、その2分の1に当たります国庫負担金ということで3,375万円を補正するものでございます。

その下の5節の保険基盤安定負担金でございますけれども、保険者支援分として一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定の負担確定に伴います。特会の説明では、決算見込みによるという説明があったかと思っておりますけれども、その経費の2分の1に当たる153万7,000円を補正増するものでございます。

その下の2項の国庫補助金に移ります。1節の総務費国庫補助金でございますけれども、説明欄記載のとおり地域の元気臨時交付金ということで5億2,310万円、先月2月開催の総務教委員会におきまして、対象となる11事業の一覧表をお示ししてご説明を申し上げたところでございますけれども、地域の元気臨時交付金につきましては、国におけるデフレ脱却に向けた緊急経済対策のため、今回限りの特別な措置ということで創設された交付金でございます。市が実施する追加公共投資の負担額を基礎として今後計画書を出して配分されるものでございまして、甲斐市の財政力指数を加味しまして一応75%の交付率を見込み、5億2,310万円を計上したところでございます。

下の2目の民生費国庫補助金でございますけれども、2節の児童福祉費補助金ということで、社会資本整備総合交付金も計上してございますけれども、これは3月に前倒し計上いたしました敷島保育園、敷島の子育て広場に対する地域の元気臨時交付金とは違います、本体のほうの補助金、社会資本整備総合交付金でございます。

5目の農林水産業費国庫補助金でございますけれども、これにつきましても説明欄は社会資本整備総合交付金でございますけれども、これもこの3月補正に前倒し計上いたしました竜地ため池の完了時取得事業に対する本体分となる補助金でございます。

7目の土木費国庫補助金でございますけれども、右のページに行きまして1節の土木事業補助金でございます。説明欄上のほうに記載の住宅建築物耐震改修等事業費補助金の345万

円につきましては、既に建設課のほうから説明があったとおり、個人木造住宅耐震診断の100戸分、あと耐震改修等の2分の1の国庫補助金でございます。

その下の、社会資本総合交付金の減額でございますけれども、市営住宅整備事業の設計委託等の確定に伴いまして減額でございます。

下の都市計画費補助金でございますけれども、社会資本整備総合交付金ということで1億4,730万円でございますけれども、やはりこの3月に前倒しいたしました塩崎駅周辺整備事業、河川改修工事等に対する本体のほうの補助金でございます。

一番下の9目の教育費国庫補助金でございます。1節小学校費補助金でございますけれども、説明欄上段の学校施設環境改善交付金4,830万円につきましては、国庫補助事業を活用いたしまして、玉幡小学校の大規模改修ということで前倒し、実施いたす基準額の3分の1の補助金でございます。

その下の、社会資本整備総合交付金の1億4,350万円につきましては、同じく前倒しいたしました竜王北小学校給食室建てかえ工事、また竜王東小学校天井改修工事に対する本体となる社会資本整備総合交付金でございます。

ページをめくっていただきまして、8ページ、9ページでございますけれども、3節の幼稚園費補助金の減額でございますけれども、午前中に説明があったとおり認定件数の確定に伴います減額でございます。

下の4節社会教育費補助金、これも生涯学習課のほうから説明があったとおり、南部公民館の補強工事等の事業費確定に伴います減額でございます。

次に、3項の委託金でございますけれども、1目総務費委託金ということで2節戸籍住民基本台帳費委託金の減額でございますけれども、これにつきましては交付額の決定ということでございまして、これは昨年7月に外国人登録制度の廃止等に伴います通年ベースの一応当初では委託金を見込んでございましたので、その分に伴う減額でございます。

2節の児童福祉費の負担金252万7,000円の減額でございますけれども、これは説明欄に記載のとおり、子ども手当の事務費の交付金の減額ということでございまして、これは国の制度変更によりまして事務費が一般財源化されることに伴います減額でございます。

15款県支出金でございますけれども、1項県負担金、2目民生費県負担金ということで、右側のページに行きまして、1節の社会福祉負担金の1,687万5,000円につきましては、国庫支出金の際にご説明したとおり対象の扶助費を増額しているものでございまして、国が2分の1、県が4分の1ということでございます。

4節の保険基盤安定負担金につきましても、一般会計から国保特別会計のその下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金ということで、後期高齢者保険特別会計を繰り出す経費の確定に伴いましてそれぞれ補正増、減等をするものでございます。

それでは、その下の15款の県の補助金でございますけれども、1節の社会福祉費補助金でございますまして7万5,000円でございますけれども、介護保険サービス利用者負担対策事業ということで歳出のほうで10万円の増額補助金をこれはしておりまして、その4分の3となる補助金でございます。

次ページのほうをお願いいたします。

今度は、3目の衛生費県補助金でございますけれども、これにつきましても健康増進課のほうからご説明があったとおり、事業費の確定ということで減額のほうをしてございますのでそれに伴う県補助金の減額でございます。

5目の農林水産業費県補助金ということで、1節農業費補助金、震災対策農業水利施設整備事業費補助金ということで、これは農林振興課の事業でございますけれども、この3月に農業用水となる市内所在の9カ所の耐震点検を行うということでございまして、それに伴う点検費用に対する10分の10の補助金でございます。

その下の、農業基盤整備促進事業費につきましては、やはり前倒し計上いたしまして実施する本体となる農業基盤整備促進事業の補助金でございます。

下の7目の土木費県補助金でございますけれども、1節土木費補助金ということで説明欄記載のとおり、一番上の緊急木造わが家の耐震診断支援事業費補助金これが100戸分の補助金でございます。4分の1です。緊急木造わが家の耐震化につきましては、12戸分の600万円です、これは2分の1。耐震診断につきましては2戸分ということで、これは事業費の2分の1の21万円、耐震改修支援につきましては60万円ということで、12戸の4分の1に対する県の補助金でございます。

その下の委託金でございますけれども、総務費委託金ということで3節の統計調査費委託金につきましては、午前中にご説明のとおり歳出のほうの1,000円がそれに伴います交付金でございます。

4節の県移譲事務交付金ということで140万3,000円の増額でございますけれども、これも既に今年度交付額が確定しておりますので、予算との差額をこの3月におきまして増額補正するものでございます。

17款寄附金でございますけれども、2節の児童福祉費寄附金ということで3万円ござい

ますけれども、甲斐市商工会女性部からの寄附金でございまして、寄附者の意向に沿いまして双葉西児童館の備品に充当してございます。

12、13ページをお願いいたします。

18款の繰入金でございましてけれども、1項基金繰入金ということで1節市営住宅事業の繰入金でございましてけれども、市営住宅事業につきましては、財源の一つでありました社会資本整備総合交付金の減額分がありましたものですから、それに対するものを基金から繰り入れて対応するものでございます。

12目の地域振興基金繰入金でございましてけれども、当初見込みよりも原資となるサテライト双葉場外車券場売りの繰り上げ増等によりまして、後ほど説明します雑入のほうで160万円等を計上いたしまして、一旦は基金へ積み立てて同額をここで繰り入れまして、子ども医療費助成事業に充てるために繰り入れるものでございます。

次に、2項の特別会計の繰入金でございましてけれども、それぞれの既に特別会計においてご説明があったところでございましてけれども、3目の介護保険特別会計繰り入れにつきましては、平成23年度決算によりまして繰越金を一般会計に繰り入れるものでございます。

その下の、11目後期高齢者医療特別会計においては、同じくやはり23年度決算に伴います精算金を一般会計に繰り入れものでございます。

次に、20款の諸収入でございましてけれども、3項の受託事業収入ということで1目民生費受託事業収入、1節児童福祉費受託事業収入ということで、保育受託事業収入を533万8,000円減額するものでございましてけれども、これも昨日子育てのほうで説明をしておりますけれども、受託児童数の減少によりまして不足の見込み額を減額するものでございます。

その下の、3目教育費受託事業収入は午前中に教育委員会のほうから説明があったとおり、県からの埋蔵文化財の発掘調査事業費の歳出、事業費確定に伴います減額でございまして。

それでは、下の5項の雑入ということでございましてけれども、民生費雑入でございましてけれども、山梨県後期高齢者関係は広域連合からの健康診査に伴います補助金でございまして。

14、15ページをお願いいたします。

こちらのほうの山梨県の後期高齢者健康増進事業につきましては、人間ドックに対する健診受診者等の増によりまして補助金の増額分でございまして。

6節の商工費雑入でございまして、上の競輪場外車券地元対策費につきましては、サテライト双葉分ということで当初3,600万円を見込んでおりましたけれども、年度末決算見込みをいたしまして100万円の増をいたすものでございます。

下の競艇場外環境整備協力費、ミニボートピアに対しましても当初予算1,800のところ、決算を見込みまして60万円の増をするものでございます。

下の教育費の雑入、これも午前中にご説明したとおり小・中学校の給食のほうの歳出を減額しておりますので、見合いの賄い歳入の給食費のほうもあわせて減額するものでございます。

ふれあい文化の電気関係の使用料につきましては、やはり説明がございましたとおり、指定管理者であるやまなし文化学習協会が負担すべきメーター実績に基づきます電気使用量の追加分でございます。

最後でございますけれども、21款市債でございまして、2節の臨時財政対策債の4億円の減額でございますけれども、臨時財政対策債につきましては、地方自治体が国から交付を受ける地方交付税の不足分を補うために、とりあえず自治体が借金をして、その償還原資につきて今年度地方交付税で全額補填を受けるものでございますけれども、平成24年の発行可能額として国から提示された金額は、14億円余りを基本的には甲斐市として借金をしてもいいわけでございますけれども、既に当初に補正前の額の記載のとおり11億円で抑制しておりますので、今回の補正を受けましてさらに4億円を抑制し、今年度の借入額を7億円の約半額に減額するものでございまして、これにつきましては、借りる、借りないにかかわらず基本的には交付税で措置されますので、甲斐市としましては、借りずに交付税のみを受けるという財政運営の健全化の一環として行うものでございますので、よろしく願いいたします。

その下の合併特例債は、午前中にも敷島体育館の元気交付金等でありまして、起債をすることもなく元気交付金のほうの増で対応するというところでございますけれども、玉幡小学校の大規模改修のほうも行いますので、そのネット差し引きで今回3,940万円を増額するものでございます。

地方債に関しましては、説明書の36ページを開いていただきまして、ここに地方債に関する調書がございますけれども、以上の出し入れによりまして一番下の合計額の行がございますけれども、平成24年度の残高といたしましては一番右側の一番下になりますけれども、平成24年度末の現在高見込みが293億8,000円余りとなるという見込みでございまして、よろしく願いいたします。

以上、歳入についてご説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 質疑はないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 15ページの一番上の後期高齢者の健康増進事業補助金なんですが、人間ドックで106万円というのがありますけれども、後期高齢の方が人間ドックを受けたということですよ。これは大体1人当たりどのぐらい補助をしていて、何人分なのか。

これは当然収入だからあれですけれども、その反対の支出がわかれば、何人分か教えてもらえますか。

○委員長（米山 昇君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） この後期からの補助金でございますけれども、健康増進課が行う人間ドックに対する補助金でございます。一応当初ベースで270人を健康増進課では見込んでいたと。これにつきまして、この年度末で見込みますと一応88人ふえるんじゃないかと。それに対して10分の10ということでございますので、この106万円分は、一応88人ふえればこれだけふえるというふうに考えていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 健康増進課じゃないので政策的なことはあれなんですが、じゃ、270人の見込みのところをだから358人ということですよ。ふえている傾向ということですかね。そういうことですね。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○議員（保坂芳子君） はい、わかりました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第10款地方交付税から第21款市債までの審査を終了します。

以上で一般会計補正予算（第5号）の審査を終了します。

これより、議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） 異議がありますので、本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（米山 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号 平成24年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここでお諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出、一括説明、一括質疑としてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） それではそのようにいたします。

それでは、内容につきまして当局の説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 引き続きお疲れさまでございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、86ページ、87ページをお願いいたします。

まず、歳入からのご説明でございます。

第1款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、存置費目としまして当初1,000円を計上いたしましたが、貸付金の元利収入が設定どおりの確保が見込めないことから、この財源補填ということで一般会計から278万8,000円の繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金として8万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金を合わせまして当初333万1,000円を設定しておりましたが、償還の滞りによりまして287万4,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして次のページ、88ページ、89ページをお願いしたいと思います。

歳出についてのご説明でございます。

第1款事務費、第1項事務費、それから第2款公債費、第1項公債費のいずれにつきましても財源の更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金及び前年度からの繰越金を充当するものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 元利収入がほとんど入っていないという状況ですが、実態をちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） この事業は国の政策として昭和44年から始まったような状況で、貸付事業とすれば本市に係るものは昭和55年から平成10年までの19年で、33人の方にお貸ししたということでございますけれども、現在まではそのうち20人の方は完済しておりますけれども、13人の方につきましては、まだ償還期限がある方もございますけれども、順次返済のほうに滞ってきておりまして、私どもも戸別訪問などを中心に督促の活動をしてきておりますけれども、どうしても厳しい状況であるということで、元利収入のほうに設定どおり思うようにいかないという状況でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） このことがよくわからなくて、さっきもうっかり聞いてしまったんだけれども、滞り始めて大体毎年どのくらいずつ……この333万1,000円は何とか取ろうと思ったということですね。これはいつごろから滞り始めて、毎年どのくらいずつ損めりというか、しているんですか。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 私どもが引き継いだ時点では、もう滞納というんですか、滞りが相当部分ございまして、ちょっと何年からかというのは把握をしてございませんけれども、もう何年も経過している状況でございますが、返済が終わった20人の方とはともかくとしまして、今残っていらっしゃる13人の方につきましては、借入れの総額が1億9,800万ほどでございますがその利子がかかりますので、これに対しまして元利合計で2億5,600万ほどお返しをいただくことになります。

今年度末までの償還の状況としますと、その2億5,600万のうち約1億1,300万ほどが償還となる見込みでございまして、1億4,300万ほどまだ残る状況でございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、予算の中で今回はどのぐらい収入見込みを立てているということですか。これが333万1,000円。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） ちょっと説明が不足して申しわけございませんが、この予算のほうの組み立てとしますと、今現在13人がまだ返済が残っているというお話をさせていただきましてけれども、県のほうの返済は、市が財源としてお借りしたものですから順次償還が終わっておりまして、県のほうの償還とすれば4人が残っております。13人中4人が県のほうの返済が残っておりまして、要はその13人のうち9人の方は、もう償還期限が過ぎているけれども引き続きお返しをいただいていると。あと4人の方は、今後も市への返済がありますし、市としても県のほうへ返済をしなければならないという若干期間は残っておりますけれども、その県のほうへ返済するものがことしの場合には331万でございますか、こういった償還契約に基づいて予算を組み立てたものでございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この13人のうち4人は、今後も順次返してもらっていくと。そうする

と、この4人分の合計はどのくらいですか。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 4人の方に限らず、13人全員の方はまだ滞っていらっしゃいますから、返済のほうはもちろん続けて、こちらも督促活動をしていくわけでございますけれども、そのまだ償還期限が来ていない4人の方につきましての今後の償還予定額といえますか、元金、利子を含めましてですけれども、3,500万ほどございます。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 端的に言うと、9人はもう焦げつきで取れそうもない。4人の3,500万は何とか入りそう。そうすると、トータル1億円ぐらいは、もうちょっとという感じを受けますけれども、これはどうなんですかね。毎回、毎回、問題に私はするんだけど、どうにかならんのですかね、部長。

○委員長（米山 昇君） 笹本生活環境部長。

○生活環境部長（笹本嘉朝君） 答弁のほうも非常に心苦しいわけございまして、県のほうへ返すのも当然予算のほうへ今回繰入金という形で盛っているところでございます。そうは申しましても、こういう言い方が妥当かどうかわかりませんが、こつこつと真面目に返された方もいらっしゃいますし、生活が苦しい中でも少しずつという方もいらっしゃいます。そういった部分から公平性を保つという部分でいきますと、私どもも市民の方に説明をするためには、そういった督促活動、また、お願い等を今後も継続してまいる考えでございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これはちょっと特殊な会計であるのは承知しているんですが、本当に苦しければやむを得ないけれども、そうでなくて、ちょっと問題があるという人はいないんでしょうか。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） ご質問の趣旨は、資産がありながら返済を意図的にしないというような趣旨かと思いますが、返済が滞っている方、13人中13人全員でございますけれども、いずれの方も国保税でありましたり、市民税、固定資産税の租税など、何らかの租税等も滞っている状況ございまして、私どもの調べでも、十分な所得とか資産がありなが

ら意図的に返済に応じないというような、特に悪質なケースというのは認められない状況で
ございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終わります。

以上で審査を終了します。

これより議案第6号 平成24年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1
号）について順次討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

ここで職員は退出するため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、前回より継続審査となっております請願第24の2号 「取調べの全過程の可視化を

求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

なお、本件については9月定例会において付託され、本委員会へはその際に紹介議員に出席していただき、一度説明会を開いて審査を行っております。そのため説明及び質疑は省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

それでは、斉藤副委員長から、順次この請願に対してご意見をお聞かせ願いたいと思います。

斉藤副委員長、お願いいたします。

○委員（斉藤芳夫君） 前回の後、やっぱりいろいろいわゆる政権交代云々で、私も可視化は進める必要はあるというふうには思っているんですけども、被疑者の開き直りだとか、被害者のプライバシーだとかという部分について、今のところ見通しが見えないというようなことで、全面可視をすることによってそういうことが保たれるかどうかという不安があるんですね。やっぱり、何となくその辺の世論というか、そういったものの細かいところを、もう少し検討すべき部分じゃないかなというふうに私は感じています。そういうような意味で、再度継続ということだろうかというふうに感じていますけれども、そういう意見です。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、有泉委員、お願いいたします。

○委員（有泉庸一郎君） 状況はそんなに変わっていないと思うんですね、前のときから。前も継続ということだったんですが、いろいろな立場でまだ議論の余地はあると思います。でも、採択というわけにはいきません。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、松井委員。

○委員（松井 豊君） この間の継続の後、確かニュースになったと思うんですが、取り調べ担当者のほうでも可視化については、かなり広がってきているというふうにちょっとニュースは受けとめましたけれども、日本の裁判の場合、起訴されると有罪の率が異常に高いということはもう国際的な事実なので、やっぱり可視化は基本的にやっていくべきだと。今回、採決できなければ継続もやむを得ないと思いますが、以上です。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、名取委員。

○委員（名取國土君） 私もこの前継続ということにしたんですけども、いろいろな情報を得たりとか、聞いたりしてみたんですけども、まだちょっと早い段階じゃないかなという意見もありまして、被害者の個人情報とか何とかいろいろな問題があるんですけども、やっぱりそれとかのいろいろな問題が回避できれば、可視化もいいじゃないかと思うんですけども、まだちょっと私としては勉強不足のところがありますけれども、継続審査というこ

とに。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 私も結論的に言えば、継続審査でお願いしたいと思います。というのは、まだいろいろな可視化に関する議論の場で、なかなか内容的にはまとまっていないというふうなこともありまして、もう少し様子を見ながらこの方向に向けて検討する必要があるんじゃないかということでお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 続きまして、猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 私も同じく全面可視化については、可視化の必要性は感じますけれども、前回の定例会で意見を言わせてもらったことと同じような状況です。継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 一通りご意見をお伺いいたしました。

ちよつとここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時13分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。請願第24の2号 「取調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求める請願について採決をいたしますが、本請願は継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。
なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任願います。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時29分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、その他に入ります。

まず、（仮称）甲斐市まちづくり基本条例骨子（案）に対する要望、修正等について意見、提言がある場合は、3月5日までに提出をしていただくようお願いしてありました。それに対する協議結果について、担当より説明をお願いいたします。

有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） どうもご苦労さまでございます。

秘書政策課から、甲斐市まちづくり基本条例骨子に対する議員さんからいただきました要望、修正についてお答え、ご説明をさせていただきたいと思っております。

項目につきましては31項目、別冊の資料をお配りしましたが、そちらのほうに提案をいただきました内容、それからそれに対する担当課の考え方を示させていただいております。31項目ありましたけれども、まず全般的な要望という形の中で5項目ありました。

1つとして、検討協議会の現在までの経過、またはどのような意見が出たのか。それから、議事録とはどうなっているのかというご質問をいただいております。これにつきましては、さきにお配りしました検討の内容がありましたけれども、幹部会議、部長会議、それからワーキングを初め、自治会での説明、それから地域審議会等での説明等をしてきております。

その中の議事録から主なものを拾ってみますと、幹部会議については、それぞれの役割についてシンプルにまとめるようにというふうな意見が出ております。

それから、まちづくりと都市計画の施策とを勘違いされないように示すことが必要だと。

それから、市民の提言を明確にするように。

それから、既にあります条例等との関係をきちんと考えた中で、個々の条例を具体的に書き込むようなことはしないほうがよいという意見もいただいております。

それから、男女を問わない参加、協働を記述するように。

また、自治会のほうから職員の異動等で懸案事項等がありますけれども、こういうものをきちんと対応することによって協働のまちづくりができるんだということの意見もいただいております。

また、地域審議会におきましては、国の指導やサンプルをもとに条例制定を進めてもらいたい。市民への周知が大切であると、つくることだけではないですよということをお願いしております。

それから、条例制定の事務のほか、ほかの事務の縛りにならないような条例にすることが必要だということもいただいております。

それから、個々の代用ではなくて、市役所内の調整機能も十分に充実させることが必要であると。

また、行政が身近なものになるような条例にしてもらいたいと。

それから、わかりやすく表記をしてもらいたいと。

それと、参加、協働という機会の充実、取り組みを進めてもらいたい。

それから、市民団体というものが理解できるものにしていただきたい。

それと、職員の意識改革を進めてもらいたい。

それから、地域において自治会が果たす役割は大きい。その部分も少し内容に入れていただきたいというふうなご意見等をいただいております。このような中、会議録をもとに今回の素案を作成しているという状況にあります。

それから、検討会議に市民の代表、議会、有識者等の方々も素案づくりに参加したらというご意見をいただいております。これは、私たちのほうも議会の皆様を初め、自治会連合会、それから地域審議会はそれぞれ地域の代表者ということで、それぞれの素案をお諮りする中で意見をいただいているという状況でございます。また今後、議会の部分が出てきたところで、当然市民の方々には前文を入れた中でいろいろと意見を聞いていきたいというふうに考えておりますし、当然パブリックコメント等も図っていきたいというふうに考えております。

それから、めくっていただきまして2ページになりますけれども、先進事例に携わった学識経験者の方と意見を交わしたらどうかという意見をいただいておりますけれども、いろんな学識経験者の中には、最初のころは事細かな条例をつくるということで、中身が細かい条例をつくっていたという自治体も多々ありました。ただ、だんだんその内容の見直しをしていくという自治体もありますし、学識経験者の中にも、市民にわかりやすく伝えることが大切だというふうな考えをお持ちの方々もいらっしゃいます。そのような中で、甲斐市として今進めている条例につきましては、まちづくりの基本的な姿勢、考え方をシンプルに市民の方々にわかっていただきたいという形づくりの中で進めてきております。ですから、今後におきましてもでき上がってきた成案について、当然専門家であります行政、それから山梨県のシンクタンクであります山梨総研等々のところの意見も聞く中で成案づくりに努めていきたいというふうに考えております。

それから、わかりやすく、親しみやすくの配慮は理解できるが、です、ます調では少し軽

いのではないかというふうなご意見もいただいております。まちづくりの基本条例につきましては、やはり市民の方々が主体ということがあります。当然市民の方々にこの条例をつかって、まちづくりの協働というものを理解していただきたいということもありますので、やはり、上から指し示すような条文ではなくて理解していただくということで、です、まず体を使っていきたい。今までつくられている条例等を見ますと、やはり大体の多くの自治体が、です、まず調で作成をされているという状況でございます。

それから、片仮名表記をできるだけなくすことという指摘をいただいております。確かに今回の条例の中には、地域のコミュニティー、それからボランティア、アンケート、パブリックコメント等々、片仮名部分の多数用語を使っているところがあります。社会一般的に認知度が高い言葉についてはそのまま使いたいと思えますけれども、市民サービスと言っても、ちょっと大きなニュアンスになってしまうところがありますので、この辺は私たちの考えている市民の利便性を示した考え方がありますので、市民の利便性というふうに修正をしていきたいというふうに思います。

また、ワークショップにつきましても、もう少しイメージを湧かしていただくということも考えまして、ワークショップの追記という形で括弧書きで、市民参加のまちづくりの合意形成の手法というふうな注釈みたいな形で、後書きの言葉を入れて条文をつくっていきたいというふうに思います。

それから、条文の内容についてのご指摘、ご意見でございますけれども、3ページになります。

前文についての部分で、4項目ほどご意見をいただきました。

まずは、前文全体が長過ぎるのではないかというご指摘をいただいております。前文の中には甲斐市の生い立ち、それから今の社会情勢、それから、これから進めていくまちづくりに対する市民憲章がございましたので、その辺の部分を踏まえて前文をつくったところでありましてけれども、この指摘を受ける中で、再度その前文については精査をする中で検討して、わかりやすい前文にしていきたいというふうに考えております。

それから、緑と活力あふれる生活快適都市、これは一つの市のキャッチフレーズですので、鍵括弧をつけて表示をしたいというふうに思います。

それから、前文の中に「誰もが未来への希望の前に子供たちの健やかな成長を願い」の文言を入れたらどうだという言葉をいただいております。確かに言われるように、甲斐市としても創甲斐教育ということを推進する中で、子供の教育推進ということを打ち上げておりま

すので、この部分を理解していただくということと、これからの甲斐市を背負っていただく子供たちということの中で、修正案として鍵括弧をつけた「緑と活力あふれる生活快適都市」実現を目指し、ふるさとを愛し、誇りを持ち、子供たちの健やかな成長を願い、力を合わせて自立した自治のもとに、というふうな文章に変えていきたいと考えております。

それから、前文の自立した自治という表記がわかりにくいというご指摘をいただいております。自立したということにつきましては、地域主権改革が進む中で、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めていくんですということの意味をもってここに書かせていただいております。ですから、ここの部分については国にある程度依存するのではなくて、地域の実情に合った甲斐市らしさを出していこうということで、この部分はそのままの表記とさせていただきますと思います。

それから、目的の部分になりますけれども、自治と記載されているところはまちづくりとの表記がよいのではないかという意見でありますけれども、これはご指摘のとおり、自治というとちょっとかた苦しい意味もあります。市民に理解されやすいということを考えますと、まちづくりに改めるほうがよろしいかと思っておりますので修正をしたいと思います。修正案はその下に書いてありますように、自治という言葉が使われたところを、全て太文字のまちづくりという言葉に修正をしていきたいというふうに思います。

それから、まくっていただきまして4ページになります。

ここは、定義のところでご指摘をいただいております。定義を以下のように変更したらどうかと。

「(用語) 第何条、この条例において使用する用語は、次の各号に定めるところによります。」、市民については「市民とは甲斐市内に居住する者、甲斐市内に通勤、通学する者、甲斐市内に事業所を有する者及び法人等をいいます。」、コミュニティーについても同様な考え方を持てないか。

また、一番下の⑥の協働についても、そういうような書き方ができないかというご指摘をいただいております。この部分につきましては、本市の各条例、例えば個人情報保護条例、それから男女共同参画の推進条例、情報公開条例等がありますけれども、そこで用語という言葉がありますけれども全て括弧書きの定義ということで、(定義) 市民何々、例えば事業所何々というふうな表記をしておりますので、この条例につきましても、市のほかの条例と同じような表記の仕方でもこのところには書いていきたいという考えでおりますので、このままの形でお願いしたいと思います。

それから、3と4、議会、市、この語は必要でしょうかという投げかけをいただいております。こちらにつきましては、議会について、それから市について、それぞれの役割等を条例の中に入ってきておりますので、その部分も含めてこのそれぞれの議会の役割、市の役割という部分はそのまま出していくところがありますので、同様にここには表記をしたいというふうに思います。

それから、市民との定義に法人も入っているのはどうかと。法人等は、別に事業所等の項目で定義をしたほうがよいと思うが、というご指摘。それから、市民のところ団体を追加したらどうかというご指摘をいただいております。ここにつきましては、市内に居住する住民だけではなくて、本市にかかわる個人、それから事業者等も含む法人、幅広い人々の協力の中でまちづくりを進めていきたいという考え方の中で、表記に市民という定義をつけさせていただいております。

それから、団体の表記につきましては地域コミュニティ、人々が集まった団体という形で地域コミュニティの中で表記をさせていただいております。

それから、市と市長及び市の執行機関とあるが、執行機関に市長も入るのではないかと。市の執行機関と表記したほうがよいのではないかと。さらに、執行機関の定義も必要ではないかと。

○委員長（米山 昇君） 途中ですけれども、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時47分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明のほうを続けてお願いします。

課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） それでは説明を続けさせていただきます。

14番になりますけれども、市とは、市長、執行部とあるが、執行部に市長も入るのではないかと。というところ、執行部についての定義も必要ではないかというご提言をいただいております。これはご指摘のとおり、市長も執行部に入ります。当然市長の役割、その他の執行部の役割というものも、この条文の市の役割の部分で表記をさせていただいております。よ

って、このところは、市長、その他の執行機関というふうに修正をさせていただきたいと
思います。

それから、執行機関の定義につきましては、地方自治法に執行機関というものの定義があ
りますので、あえてこの部分を細かく条文の中には入れないで、今のままの執行機関という
形で条文を作成したいというふうに考えております。

それから5ページになりますけれども、事業所と表記されているので事業所の定義も必要
ではないかと。例えば、「市内で事業を行う個人、法人、その他の団体をいう」というのは
どうかと。「市がお互いに」とある部分も「市の執行機関と議会で互いに」との表記がよい
のではないかと思う、という定義をいただいております。この部分につきましては、市民
の中に事業者も含んでおります。よって、ここで事業者についての表記をあえてすることは、
ちょっと見合わせたいというふうに思います。

それから、これは地域審議会のほうから出た意見でありますけれども、自治会というもの
が、コミュニティーの中で大きな役割を果たしているというご意見をいただきましたので、
地域コミュニティーという中に今回自治会という部分も入れていきたいというふうに考えて
おります。

それから、その他の団体につきましては、この地域コミュニティーの中に表記をしていく
と。また、議会の部分につきましても、提言のとおり追記をさせていただきたいというふう
に思います。

よって、修正案につきましては、ここにありますけれども市民につきましては、「甲斐市
内に居住する者、市内に通学、通勤する者及び市内で事業を行い、または活動を行う個人及
び法人をいいます。」、市につきましては「市長、その他の執行機関をいいます。」、協働
につきましては「市民、地域コミュニティー、議会及び市がお互いに尊重し」というふうな
形で修正をさせていただきます。

それから、基本理念のところでありまして、市民及び市の表記も「市民、市の執行
機関、議会及び事業者が」と表記したほうがよいと。また、同じように「市民及び市は」の
記述部分は、「市民、議会及び市は」と修正したらどうか。まちづくり基本条例の制定の目
的の中で、自治の担い手は市民、議会、市であるよという指摘をいただいております。これ
はご提言のとおり、議会という部分を入れさせていただいて、修正案のとおり「市民、コ
ミュニティー、議会及び市は、市民参加と協働によるまちづくり」という形に修正をさせ
ていただきます。

それから、条例の位置づけの部分でございますけれども、市の最高規範であることの明記が必要ではないかということをお願いしております。

それから、他の条例や規則の制定や運営に当たっては、この条例との整合性を図ると明記すべきではないかということをお願いしております。

この条例の中の表記の仕方に、「この条例は、まちづくりを推進するための基本的な方針として位置づけております。よって、市政運営に当たってはこの条例を最大限尊重するように」という表記がしてありますので、ここの部分で市民の方々には理解をしていただきたいというふうに思います。

追記で書きましたけれども、日本国憲法というものがこれは最高規範ということは当然のことですけれども、そのもとでいろいろな法律があります。その法律のもとに、それぞれの条例等が制定されているという理解の中でまちづくり条例というものは、ほかの条例と全部横並びの同じような意味を持つ条例ですよ、というご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、この条例の見直しや検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させると明記すべきではないかという意見をいただいておりますけれども、ここは見直しや検証について、実効性や確保という形で条文の中の第8条でうたっておりますので、この部分で対応したいというふうに考えます。

それから、「市民及び市は」の記述部分を「市民、議会及び市は」に修正したらということでもありますけれども、先ほどの項目15、16、17と同様に、議会、コミュニティーという部分も含めて修正をさせていただきたいと思います。それが修正案のこの下に書いてある条文になります。

それから6ページになりますけれども、市民の責務と権利を検討して表記すべきと。また、事業者の責務と権利を検討して表記すべきということをお願いしております。こちらにつきましては、地方自治法におきまして市民の方々は、当然地方公共団体からサービス提供等を受ける権利というものを持っております。ですから、権利を持っているということと、その権利に対する負担もしなきゃならないよということは地方自治法にうたわれておりますので、この条例の中には、まちづくりを推進する上での市民の基本的な考えの役割という部分だけを表記させていただきたいというふうに思います。

それから、市の役割でございますけれども、市の役割は、市の執行機関の役割と表記したほうがよいということをお願いしておりますけれども、先ほど市というものは、市長とそれ

からその他の執行機関というふうなこともありますので、この考え方は先ほどの14番と同じ考え方の中で、骨子のとおりに作成させていただきたいというふうに思います。

それから、執行機関の役割でございますけれども、市民参加を推進するため積極的に情報公開に努めるを追記したらどうか。この部分につきましては、情報公開の共有という部分でこの条文の中に表記がされておりますので、その部分で代用していきたいというふうに思います。

それから、協働の推進の部分でありますけれども、先ほどの項目15、16、17同様、このところにつきましては、議会という言葉を入れさせていただきたいと思います。

それから、住民投票の部分でございますが、市民と議会も必要に応じて住民投票の提案ができることとする表記をしたらどうかということをお願いしております。議員発議による住民投票については、先進事例の自治体等で議会という部分で表記をしている自治体も幾つかございます。これにつきましては、議会として意思統一をしていただいて追記してもらいたい。追記することがいいのではないかという考えをいただければ、議会の方々にこの追加する条文の表記の仕方を書いていただいて、追加することも可能かと考えます。

ただ、これは議会の場合、例えば12分の1以上の賛同をもって住民投票が請求できるというふうに他の自治体では表記をしておりますけれども、そうした場合に12分の1の方々も請求をしたと。それに対して、今度は議会全体でまた判断を下さなきゃならないという二重の行為が出てくるわけですが、その部分を議会サイドでどういうふうに考えるかということがあると思いますので、その辺のご協議をいただいて、もしご返事をいただければ、このところは検討したいというふうに思います。

また、市民につきましては、地方自治法で市民の直接請求権というものが認められておりますので、その部分で対応していきたいというふうに考えます。

それから7ページになりますけれども、市とあるところは市長にしたらどうか。ここにつきましては、その他の執行機関も含む考え方に基づきまして、市長だけではなく、その他の執行機関の長もかわるよということで、骨子どおりにさせていただきたいと思います。

それから、「市は」とあるのは、「市及び議会」としたほうがよいということでもありますけれども、ここにつきましても先ほどの住民投票の部分と関係してきますので、その辺の結果をもって修正をしたいというふうに考えております。

それから、まちづくりの方針策定、進行管理を執行管理に変更したらどうかということでございますが、執行状況を把握する中でそれぞれの事務事業を計画的に進行させたいという

考え方がありますので、ここにつきましては進行管理ということで表記をさせていただきたいと思えます。

それから、講じるものを講ずるもの、または、とるものに変更したらどうかと。これは、提言のとおり、講ずるものに修正をしたいと思えます。

それから、国・県、他の自治体との連携でございますけれども、市民サービスの向上とあるが、第4に表記されている市民福祉の向上と同じ表記ではないかと。第7の前項に、住民福祉向上との表記も同じと思えるがどうか、というご意見をいただいておりますので、この市民サービスにつきましては片仮名の部分でもお答えしましたように、市民の利便性という表記に変えさせていただきたいと思えます。

それから、国・県及び他の市町村との連携の部分では、住民福祉向上については、市民福祉の向上ということに修正をさせていただきたいと思えます。修正案につきましてはその下に書いてありますけれども、市民または市民の利便性という表記に変えていきたいと思えます。

以上、ご意見をいただきました内容につきましては、このように修正をしていきたいと思えます。

また、今後議会の部分も含めた中で成案のもとができると思えますので、それをもって今後できるだけ多くの機会を持って市民の方々にもご説明をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

ご意見、ご質問ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 説明していただいてありがとうございました。

これに関して何回も聞いているとは思いますが、再度確認で、そのパブリックコメントととも含めてどのような工程で、いつごろ成案になるのかをわかっている範囲で説明していただけますか。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今後のスケジュールという形でお話をさせていただきますけれども、今ある部分を修正すると同時に、議会の皆様から議会部分の議会の役割、議員の役割の条文をいただきます。それをもとに、一つのまちづくりの条例ができ上がりますので、

それをもって今後、自治会、それから地域審議会等にも当然ご意見をいただくと。同時に今考えておりますのは、4月以降いろんな団体の会議が開かれますので、できるだけ多くの方々の意見等をいただく中で進めていきたい。当然それと、先ほど言いましたけれども、株式会社ぎょうせい、それから山梨総研等の専門的な意見もお伺いしたいというふうにも思います。そういう中で成案を作成しまして、パブリックコメント等をつくって行って、スケジュール的に明確なところは言えませんが、スムーズに進めて行って9月の、今の段階では市制祭には間に合うか間に合わないかちょっと難しいところがありますけれども、その辺を目安に作業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかに質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは委員の質疑を終わります。

訂正します。まだ続けます。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 委員の質疑は終了ということですが、この件については一応期限を切って提言、提案ということにしている部分がありますので、その中の条文の前文のところ、ちょっと提言をしたいことがありましてお話ししたいと思っておりますけれども、上から4行目ですか、先人たちから引き継いだ地域の歴史、文化及び産業をこれからも継承していくとともに、というような表現があるわけですが、継承していくとともにということの中で、やっぱり将来に向けてもっと進んでいくという意味合いから考えると、ここは、していくとともにじゃなくて、この辺に、さらに発展させてというような文言を入れて、緑と活力あふれるというような形でいったらどうか。要するに、将来へ向けての思いをここで織り込むというふうなことが1点。

それから、あと下から2段目の市民憲章の実現を目指し、というんですけれども、市民憲章の実現というのは、何か言葉の受けとして実現というのは、市民憲章というのは、市民一人一人が感じて思うことを行動に移すというようなニュアンスだと思うんですよね。そういうことを考えると、緑と活力あふれる生活改善都市というのは、総合計画を中心にそれぞれの基本的な施策をやって事業化していく部分があると思います、実現を目指すということだから。そうすると、何か市民憲章の実現というのはいまいちフィットしないなど、読んでい

て。私はやっぱり、市民憲章の理解を深めというようなそんなふうな内容で、甲斐市の自治のあり方を明らかにし、というようなことのほうがすっきりくるかなというふうにちょっと感じましたので、ここで改めてこの2点をご提言したいというもので検討いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 今いただいた提言は、まことにありがたい提言だと思います。

確かに、継承していくという部分であれば、ただそれを引き延ばしているというふうなちょっと捉え方もありますので、やはり今後甲斐市のまちづくりを進めていく上には、発展的なものを盛っていかないとまくなかなというふうに思いますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

それと同時に、市民憲章の実現、市民憲章というのは、議員さんが言われるように、市民の方々がそういう気持ちの中で自然運営、まちづくりに携わりなさいということの条文ですので、その部分を理解してもらうんだよということをもう少しあらわせる表現ができればというふうにも思いました。その辺も十分検討する中で、ここの部分の前文の全体が長いという指摘もありますので、十分検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑はございますか。

河野議長。

○議員（河野勝彦君） 6ページの住民投票のところですけども、議員発議による住民投票のことについて、議会として意思統一のもと追加することは可能であるということがありますよね。これを議会の中で無論議論はしていかなくゃならないと思いますけれども、時期的にはどういうことを考えていますか。もし、提案があるのであれば。

○委員長（米山 昇君） 有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 議会部分の条文の内容を検討されているかと思いますが、それと一緒に出示いただければ一番ありがたいと思いますけれども、もう少しこの住民投票の

部分だけ行くよと、議会としては乗り込んでいきたいよということであれば、4月の頭くらいにできればお願いしたいなというふうに考えますけれども。

ちょうど議会中でもあって、議員さん方にはいろいろご検討していただく時間が少ないので非常に頼みづらいところもありますけれども、できれば4月の遅くても半ばくらいまでに出していただければ、その部分を入れ込んで成案の素案という形に考えたいと思いますのでお願いします。

○委員長（米山 昇君） 河野議長。

○議員（河野勝彦君） じゃ、4月の中旬ぐらいまでということで一応期限を切ってもらえば、それなりにこちらのほうでもまた検討していきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） すみません、今の議長がおっしゃった件なんですけれども、当局というよりも委員長、あるいは委員の皆さんにお伺いしておきたいんですけれども、これは今総務教育常任委員会でこの話が出ましたけれども、まちづくりの議会部分と同じように会派代表者会、あるいは議運、あるいは全協といった形で、この総務の委員会で今後これを詰めるのではなくて、議会部分と同じような形で進めていくということでこちらの委員さんはよろしいでしょうか。一応、委員長のほうにお伺いをしたいと。

○委員長（米山 昇君） 議会部分と同じように、やはり議運の中で決定していただいて、全協で全員の理解を得た中で成案をつくるための素案づくりというか、そういうようにしていただきたいと思いますっておりますが、委員の皆さん、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） そのようにぜひ議運のほうでお取り計らいのほうをお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 議会部分の役割のところ、一応前回のときに、こんな先進事例がありますというふうなことをお示ししましたけれども、今の住民投票の部分も議会側の提案についての部分がありますので、それはまた参考事例という形でまた議運の委員長さんのほうにお渡ししたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのように取り計らっていただきたいと思います。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、まだ成案ではありませんので、また会議の後でも気づきの点等がありましたらまた議会の条文の検討とかがありますので、ぜひまたご意見等も寄せていただきたいと思っております。

それでは、まちづくり条例についての部分は以上で終わりたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

その他の2番、山県大弐像の竜王駅設置について生涯学習課より説明をお願いいたします。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、生涯学習文化課よりよろしく願いいたします。

山県大弐像の竜王駅設置について、前回報告をさせていただきました山県大弐像の設置場所が確定いたしました。3月1日に開催した第3回山県大弐像竜王駅設置実行委員会において決定いたしております。

委員会資料の21ページになります。

1の設置場所、竜王駅南口駅前広場になります。

22ページの図をごらんください。

JR竜王駅南口駅前広場の西側でございます。像の隣にさわり石がございますが、これにつきましては実行委員会において大弐像をより身近に感じていただくということで、文机に旧3町村史と柳子新論の本を載せた形を石に彫り、自由にさわっていただくようになっております。これにつきましては、さわったら字が上手になったとか、志望校に合格した、頭がよくなったなどの願いを込めて制作をいたします。

23ページに像の制作図がございます。制作図の山県大弐像の台座の左側のほうに、さわり

石を置く予定でございます。

21ページの今後の予定になりますが、3月より寄附金の募集を開始し、大武像とさわり石の発注をいたしました。7月の中旬には、完成、設置、除幕式の予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

質疑等ありましたらお願ひいたします。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 場所はわかりましたけれども、この銅像の向きは東向きに向いて立てて、それで背面は何か立てるとしたら、この植え木があるところはその植え木だけでおさまるのか、それともこの銅像さんの裏に何かここに入るように立てるんですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 今のところ予定はございません。植え込みが背景になります。

〔「東、写真撮っているの」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 東向きでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この事業は、いわゆる市がお金を出してやるという事業じゃないので、非常に我々がいろいろと言うということも何ですけれども、大武像の脇差しがあるわけですが、刀を差しているということだと思いますけれども、いわゆるシンボルとして置くということに関しては、学問の神様であるということで、なおかつ平和で安らかな社会を構築していきたいというような願ひも当然あるわけで、この刀を差すということは、とにかく刀というのは武器だというふうなことの中で、銅像に刀を持たすことがいいのか、悪いのか、そういった部分でちょっと検討する余地があるのかなというふうに思っています。

趣意書の中には、儒学、医学、兵学というものが入っていれば、当然戦もあるとは思いますが、将来甲斐市のシンボルということならば、やっぱり学問という今までのあり方ですよね、この大武像というのに関しては、そういうことを考えたときに、その刀を持つことがいいのかどうか、その辺で非常にこの問題は難しい問題だとは思いますが、シンボルとして捉えることを考えたときにそういうことも考えて、教育一辺でいわゆる武器は必要ないというふうな形の中で建立をしたらどうか。これはあくまで私的な意見になろう

かと思えますけれども、将来のシンボルとして考えたときにはそういうことも必要かなというふうに思いましたので、ひとつ提言としてまた機会があればそんなことも含めて。

その辺、部長、どうですか。

○委員長（米山 昇君） 市川教育部長。

○教育部長（市川孝嗣君） 大変貴重なご提言ありがとうございます。

今の小刀、下にあるのは結構長い、もともと山県大次さんというのは武士の出身でしたので、当時つくられたときには長い真刀で、下にあるのがちょっと刀の先が折れてしまっているんですけども、ここでいうのはいわゆる身を守るというふうな短刀ということで、下にあるのは長いですけども腰刀というふうな、こういった内容でさせていただいたということで実行委員会のほうでも承認されたということです。とりあえずこの内容で行きたいというふうに考えております。

それから、前段のほうでこのバックはどうなっているかということですが、ちょうど今週ぐらいまで緑の植え木が埋まっております、その向こうにこの図面で見ますと穴があいているんですけども、このところはブロックみたいなのがありまして、向こうのほうが見えないようになっております。

したがって、ちょうど下のほうがグリーンになっていて、その向こうが灰色の塀みたいになっておまして、イメージ的にはこんな感じになろうかと思うんですけども、これは写真なんですけれども実行委員さんに撮っていただいて、大体1メートル75ぐらいの委員さんに。そしてこれが60センチということで、立っていただいた内容で大体こんなふうになるということです。こちらのほうがちょうど塀になっているんですね、グレーの。ですから、ここがいわゆる青銅色になりますので、ちょうどはえるんじゃないかと思うんですね。それで、下のほうはこういう生垣になっておりますので、ちょうどいいんじゃないかと思えます。それで、このところに先ほど課長が説明をしましたさわり石ということで、このところは先ほど担当課長が申しあげましたように、下のほうはちょっとこんなふうな内容のいわゆる台座、赤色の石を使って、幅が60センチ、この上にこういう本を竜王村史とか、竜王町史、敷島町史もありますけれども、そういった内容をこの上にまた石で彫りまして、それで石のところにも双葉町史とか、竜王村史とかそういった名前を書いて、それでこの下に題名、これをさわることによって、頭がよくなるというふうなPRにつなげていきたいと考えておりますので。

また、今実行委員会のほうでこの3月から6月いっぱいまで寄附金を募るということで、

1口5,000円ということで何口でも結構ですので、また私たちも実行委員会からお願いをされておりますので、また議会のほうにもお願いがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「委員はできない」と呼ぶ者あり〕

○教育部長（市川孝嗣君） 委員はできないんですね、すみません。議員さんはできないですね。知り合いの方にぜひ寄附をしていただけるよう、口添えのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これの建物のことはわかったんですけども、この大弐さんの説明とか、設置するそういうあれがないですよ。見に来て何をやるんだ、ただ見て帰るじゃなくて、それはどうなっているのか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 23ページをごらんになっていただきたいと思いますが、台座の右側のほうに銘板とありますけれども、そちらのほうに説明をさせていただくという形になっております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 銘板で、ちょっと何かおかしいと思うので、そういうのはぱっと読めるような形じゃないと、どこに説明書があるかということを探せない状況じゃ、うまくないと思ひますよ。これは実行委員会のほうへこの辺もうちちょっと要望したいと思ひますけれども、外から来た人がすぐ分かるということが必要なんじゃないかなというふうに思ひます。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） それでは、実行委員会のほうにまた諮りまして、今後予定していきたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっとお聞きしたいんですけども、この像の絵はいいんですけども、カラーでもらいたかったですよ。白黒じゃわからないんですよ。これは出しちゃったからいいんですけども、もう一つちょっと聞きたいのは、この像が立つ周りの照明はどうなっているんですか。照らすような照明はあるんですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 今のところ照明はございませんが、行く行くは照明と
かを考えております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） これもせっかくだから、こんな立派なものにして夜薄暗かったりじゃ、
ちょっと寂しいような気がするんですよ。やっぱり、間接照明でも、上からでもいいから、
これを照らせるようなことをちょっとお願いできますか。部長、どうですか。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） この場所はちょうど一番西側になりますので、真っ暗というわけ
にもいきませんが、ただ、ぼやとした人が立っているというふうなイメージになっ
てはいけないというふうに考えますので、また照明、ライト等については、今後7月に設置
になりますので、それまでの間に検討させていただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そしてこの絵で見ますと、植木があるじゃないですか。この丸がある
のは、これはたるが置いてあるということでそうで。植え込みじゃなくて、たるけ。これ、
なんで。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 丸とあるところは、植え込みが置いてあるところ。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） そうすると、これは移動が可能ですね。たるに植えたんだったら、移
動はできるということですね。それじゃ、いいか。この隣の三角はなんで、これは。

○委員長（米山 昇君） 市川部長。

○教育部長（市川孝嗣君） 22ページの図面でちょっと説明させていただきます。

今委員がおっしゃったこの三角は、上に屋根があるんですよ。屋根というふうな内容で
ここは三角なんですけれども、植木の丸は、これは製品のたるです。これは上から見たとい
うふうな内容でご理解いただきたい。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 平面図の書き方が悪いんだ。天井のものは、こんなところに載せない
ほうがいいの。それを指摘しなきゃだめよ、そういう絵を持ってきたら。

それで、植木の植え込みはたるにしてあるんじゃない、移動したらいいと思うからいいだけ

れども、これもわかりました。こういうのは、出す前にみんな検討しなきゃ。部長のところ
で目を凝らして、やっぱりしておかなきゃだめだよ。こんなの誰だって何だと思うよ、四画
なんて邪魔だと思うし。いいです、わかりました。

間接照明のほうも、ぜひ……。

○委員長（米山 昇君） いろいろご意見等がありますが、これは市の事業じゃありませんし
実行委員会がやることですので、そういう意見等もまた反映して設置をしていただ
きたいと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 傍聴議員さんのほうで何かご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちまして山県大武像の竜王駅設置につ
いてを終了いたします。

その他を予定しておりましたが、以上でございます。

委員の皆さんから、何かその他でございましたら発言願います。

斉藤副委員長。

○委員（斉藤芳夫君） 生涯学習文化課長がいらっしゃるんでついでに聞きたいんですけど
も、国文祭の参加申し込みというか、そのような状況はどんなふうですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 今徐々に参加希望のものが募ってありまして、まだ正
式に何人ということでは決まって県のほうから来ておりませんので、正式に人数等が決定し
ましたら、こちらのほうで報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 状況を聞きたいということ、決まってから聞くんじゃなくて。

実はミュージカルの件について、やっぱり非常に難題に近いような状況を聞いているんだ
けれども、地元の県内とか、あるいは市内とかで可能性はありますか、その団体が。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） ミュージカルは県外の今2県から参加希望がありまし
て、県内の場合については4月の広報に載せる予定でございますけれども、一般募集をかけ
ます。それによって50名の小学生から60歳ぐらいまでの方たちを募集しますので、それによ

って決定いたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） なければ、事務局はないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは私のほうから、4月の総務教育常任委員会を4月末というか、中旬からちょっと後ぐらいのところで開きたいと思います。特に、今回24年度で完成をいたしております工事等が幾つかありまして、完成調査等の現地調査をしておりません。南部公民館とか、幾つかありました。

それから、また25年度の新規事業で新たに幾つか大型の工事が予定されております。そんなこともありますので、4月のうちに現地調査を含めて委員会を開きたいと思いますので、そんなことにさせて……日程はまだはっきりしませんが、中旬から下旬にかけてと。ちょっと上旬はいろいろあって、入学式とかで大変だと思いますので、そんなことで予定をいたしておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

なければよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時31分